

資料集

- 1 市町村別「立地を避けるべきエリア」
及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 資料
 - (1) 立地を避けるべきエリア・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - ① 世界遺産富士山景観配慮地区（資料1）・・・・・・・・ 55
 - ② 富士山北麓世界遺産景観保全地区（資料2）・・・・ 56
 - ③ 自然公園の特別地域及び普通地域（資料3）・・・・ 57
 - ④ 自然環境保全地区及び自然記念物（資料4）・・・・ 58
 - ⑤ 保安林（資料5）・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
 - ⑥ 砂防指定地等の災害危険区域（資料6）・・・・ 60
 - ・土砂災害警戒区域
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・砂防指定地
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ⑦ 農用地域等（資料7）・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - ⑧ 風致地区（資料8）・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - ⑨ 文化財指定エリア（資料9）・・・・・・・・・・・・ 61
 - ⑩ 市町村景観計画における重点地区等（資料10）・・・・ 61
 - ⑪ その他立地を避けるべきエリア（資料11）・・・・ 62
 - ・鳥獣保護区等
 - (2) 立地に慎重な検討が必要なエリア・・・・・・・・ 63
 - ① 災害のリスクが高いエリア（資料12、13）・・・・ 63
 - ・土砂災害危険箇所
 - ・山地災害危険地区
 - ② 地域森林計画対象民有林（資料14）・・・・・・・・ 65
 - ③ 市町村景観計画の景観形成拠点等（資料15）・・・・ 66
 - ④ 重要な観光施設等に近接するエリア（資料16）・・・・ 66
 - ⑤ 埋蔵文化財包蔵地（資料17）・・・・・・・・・・・・ 66
 - (3) 土地利用関連法令（資料18）・・・・・・・・・・・・ 67
 - (4) その他（資料19、20）・・・・・・・・・・・・ 72
 - ・山梨県HP「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」掲載ページ
 - ・資源エネルギー庁「なっとく再生可能エネルギー」ページ
 - ・各市町村・県太陽光発電担当窓口
- 3 様式等
 - (1) 様式1 事業概要書
 - (2) 様式2 事業内容変更・事業廃止届
 - (3) 様式3 工事完了・運転開始届
 - (4) 様式4 事故・被災状況報告書
 - (5) 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト

市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 甲府市

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	甲府市ハザードマップ掲載区域	土砂災害の恐れがあるため https://www.city.kofu.yamanashi.jp/bosai/taisaku/bosai/bosai/hazard/dosha.html

(イ) 風致地区

地点名	住所等	理由等
風致地区（6地区）	甲府城跡、愛宕山、護国神社、酒折、荒川、和田峠	甲府市風致地区条例があり、都市の風致を維持するため必要な事項を定めていることから、許可が必要

(ロ) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
国史跡武田氏館跡	甲府市古府中町、大手三丁目、屋形二丁目地区	国史跡範囲内であり、管理基準がある。文化庁への申請が必要。
国史跡要害山城	甲府市上積翠寺町	国史跡範囲内であり、文化庁への申請が必要。
国史跡銚子塚古墳 附丸山塚古墳	甲府市下曾根町	同上
横根・桜井積石塚古墳群	甲府市横根町・桜井町内	全国3番目の200基以上の積石塚の群集墳が存在し、文化財指定を進めている。

(ハ) 市町村景観計画における重点地区等

地点名	住所等	理由等
中道地区	甲府市旧中道地区全域	甲府市景観計画の地区別景観計画に位置づけられているため
武田神社及び山梨大学周辺地区	甲府市景観計画掲載区域	同上
甲府駅周辺地区	同上	同上
山梨学院大学及び山梨英和大学周辺地区	同上	同上

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(ア) 埋蔵文化財包蔵地

地点名	住所等	理由等
埋蔵文化財包蔵地	甲府市内各所約400区域	埋蔵文化財の保護保全を図る必要がある。開発行為に当たっては埋蔵文化財発掘の届出（93条）が必要。

市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 富士吉田市

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 富士山北麓世界遺産景観保全地区

地点名	住所等	理由等
北口本宮富士浅間神社周辺	富士吉田市上吉田5558	世界遺産構成資産（資料集P49参照）
上吉田御師住宅周辺	富士吉田市上吉田3-14-8	同上

(イ) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	富士吉田市土砂災害警戒マップ掲載区域	土砂災害の恐れがあるため http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/info/1178

(ロ) 農用地区域等

地点名	住所等	理由等
上吉田東原区域	上吉田東地内（位置図参照）	農地の連続性を分断し、その集積・集約化を妨げるため

(ク) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
山の神のフジ付近	富士吉田市上暮地2114	天然記念物
獅子岩付近	富士吉田市下吉田6545	同上
向原イチイ付近	富士吉田市小明見30	同上
上暮地日影カキ付近	富士吉田市上暮地4071	同上
新倉山浅間神社付近	富士吉田市新倉3353	同上
大明見小室浅間神社付近	富士吉田市大明見148	同上
中宿山神社付近	富士吉田市上吉田3-9-2	同上
大明見山神社モミ付近	富士吉田市大明見3499	同上
小明見字海端子之神社付近	富士吉田市小明見3352	同上
上暮地山神社付近	富士吉田市上暮地2114	同上
上暮地浅間神社カヤ付近	富士吉田市上暮地6-11-3	同上
大明見の大ナシ付近	富士吉田市大明見66	同上

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

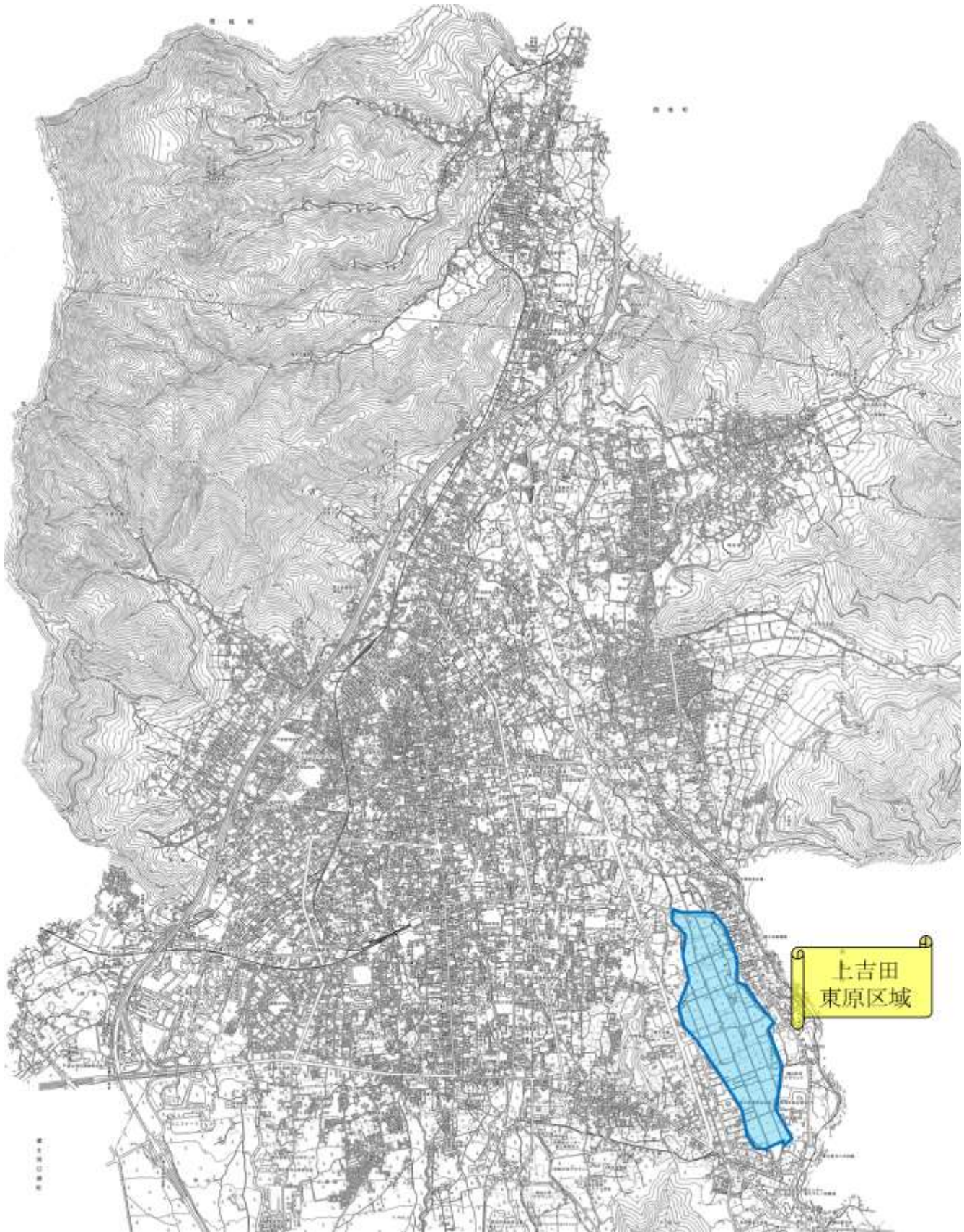
(ウ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
白糸の滝周辺ゾーン	富士吉田市内（位置図参照）	富士吉田市景観計画において、重点的に景観形成を推進すべき区域としており、今後重点地区の指定を目指す予定のため
明見湖周辺ゾーン		
新倉浅間公園周辺ゾーン		
西エントランス拠点①		
北エントランス拠点		
月江寺・本町通レトロな街並みゾーン		
昭和通り沿道ゾーン		
富士山駅周辺ゾーン		
御師の街並み沿道ゾーン		
富士浅間神社・国道138号・139号沿道ゾーン		
西エントランス拠点②		
東エントランス拠点		
富士見バイパス沿道ゾーン		
城山東土地改良事業地ゾーン		

(イ) 重要な観光施設等に近接するエリア

地点名	住所等	理由等
明見湖公園付近	富士吉田市小明見3356	<ul style="list-style-type: none"> 市公園付近であるため、景観に配慮が必要 富士吉田市景観計画において、重点的に景観形成を推進すべき区域としており、今後重点地区の指定を目指す予定のため
諏訪の森自然公園付近	富士吉田市上吉田5329-2	同上
富士散策公園付近	富士吉田市新屋1770-12	同上
新倉浅間公園付近	富士吉田市大明見148	<ul style="list-style-type: none"> 市の重要な観光拠点のため 富士吉田市景観計画において、重点的に景観形成を推進すべき区域としており、今後重点地区の指定を目指す予定のため
道の駅富士吉田周辺	富士吉田市新屋1936-1	市観光拠点であり、景観に配慮が必要
ふじさんミュージアム周辺	富士吉田市上吉田2288-1	同上
富士見孝徳公園周辺	富士吉田市下吉田	富士山の景観が優れた公園であり、設置に配慮が必要

富士吉田市農用地区域（青地）



景観形成重点地区候補地 位置図



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 都留市

ア 立地を避けるべきエリア

(ウ) 自然環境保全地区及び自然記念物

地点名	住所等	理由等
三ツ峠山周辺	都留市大幡地内	自然記念物「特殊植物」があるため
川棚周辺	都留市川棚地内	自然記念物「アラカシ林」があるため
宝鏡寺周辺	都留市夏狩地内	自然記念物「ヤマブキソウ及び生育地」があるため

(エ) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	都留市土砂災害ハザードマップに示す地区	土砂災害の恐れがあるため http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29580

(オ) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
真福寺周辺	都留市小野地内	県天然記念物「真福寺の大カヤ」があるため
大幡4229番地周辺	都留市大幡地内	県天然記念物「上大幡のナシ」、市天然記念物「八房の梅」があるため
阿夫利神社周辺	都留市玉川地内	市天然記念物「阿夫利神社の彼岸桜」があるため
桂林寺周辺	都留市金井地内	市天然記念物「桂林寺の彼岸桜」があるため
瑞の木神社周辺	都留市菅野地内	市天然記念物「菅野のカツラの木」があるため
熊野神社周辺	都留市鹿留地内	市天然記念物「熊野神社の大杉」があるため
稲村神社周辺	都留市小形山地内	市天然記念物「稲村神社のエノキ」があるため
今宮神社周辺	都留市鹿留地内	市天然記念物「今宮神社のケヤキ」があるため
八王子神社周辺	都留市古川渡地内	市天然記念物「八王子神社のイチヨウ」があるため
夏狩1792番地周辺	都留市夏狩地内	市天然記念物「上夏狩のヤブツバキ」があるため
大野栃苗代周辺	都留市大野地内	市天然記念物「栃苗代のヤマツツシ」があるため
県史跡 勝山城跡	都留市川棚地内	県史跡範囲内であり、県教委への申請等が必要。
尾県郷土資料館周辺	都留市小形山地内	県有形文化財「旧尾県学校校舎」があるため
長安寺周辺	都留市上谷地内	県有形文化財「長安寺本堂」があるため
蒼竜峡周辺	都留市十日市場内	市史跡「蒼竜峡」があるため
御正体山周辺	都留市鹿留地内	市史跡「蒼竜峡」があるため
鹿留317番地周辺	都留市鹿留地内	市史跡「早作の石仏群」があるため
田原の滝周辺	都留市田原・十日市場地内	市史跡「田原の滝」があるため

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(イ) 重要な観光施設等に近接するエリア

地点名	住所等	理由等
十日市場・夏狩湧水群	都留市十日市場、夏狩	市の重要な観光資源である湧水地が多数存在している。これらの水脈等を傷つけず、湧水のある落ち着いた景色を守るため、慎重な検討を要する。 http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=5799

(ロ) 埋蔵文化財包蔵地

地点名	住所等	理由等
埋蔵文化財包蔵地とその近接地	都留市内約100箇所	埋蔵文化財の保護保全を図る必要がある。包蔵地内の開発にあたっては、埋蔵文化財発掘の届出（文化財保護法93条）が必要。包蔵地の近接地は照会が必要。

※都留市内への太陽光発電施設の設置に当たっては、「都留市安心・安全な再生可能エネルギー発電設備の導入に関する要綱」に基づく手続きが必要です。

※現在、都留市景観計画を策定中であり、景観形成拠点等が設定される場合がありますので、詳細は都留市に確認してください。

市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 山梨市

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	山梨市土砂災害・洪水ハザードマップ掲載区域	土砂災害の恐れがあるため。 http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/guide/protect/disaster/hazard_map.html

(イ) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
清白寺・連方屋敷周辺エリア	山梨市三ヶ所 他	国宝・重要文化財等に近接するエリアであり、文化財保存活用地域に設定されるため。
窪八幡神社・天神社周辺エリア	山梨市北	
中牧神社・浄居寺城周辺エリア	山梨市牧丘町千野々宮 他	
万力林・永昌院エリア	山梨市万力 他	
吉祥寺・旧坂本家住宅エリア	山梨市三富徳和	
西保エリア	山梨市牧丘町北原 他	

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

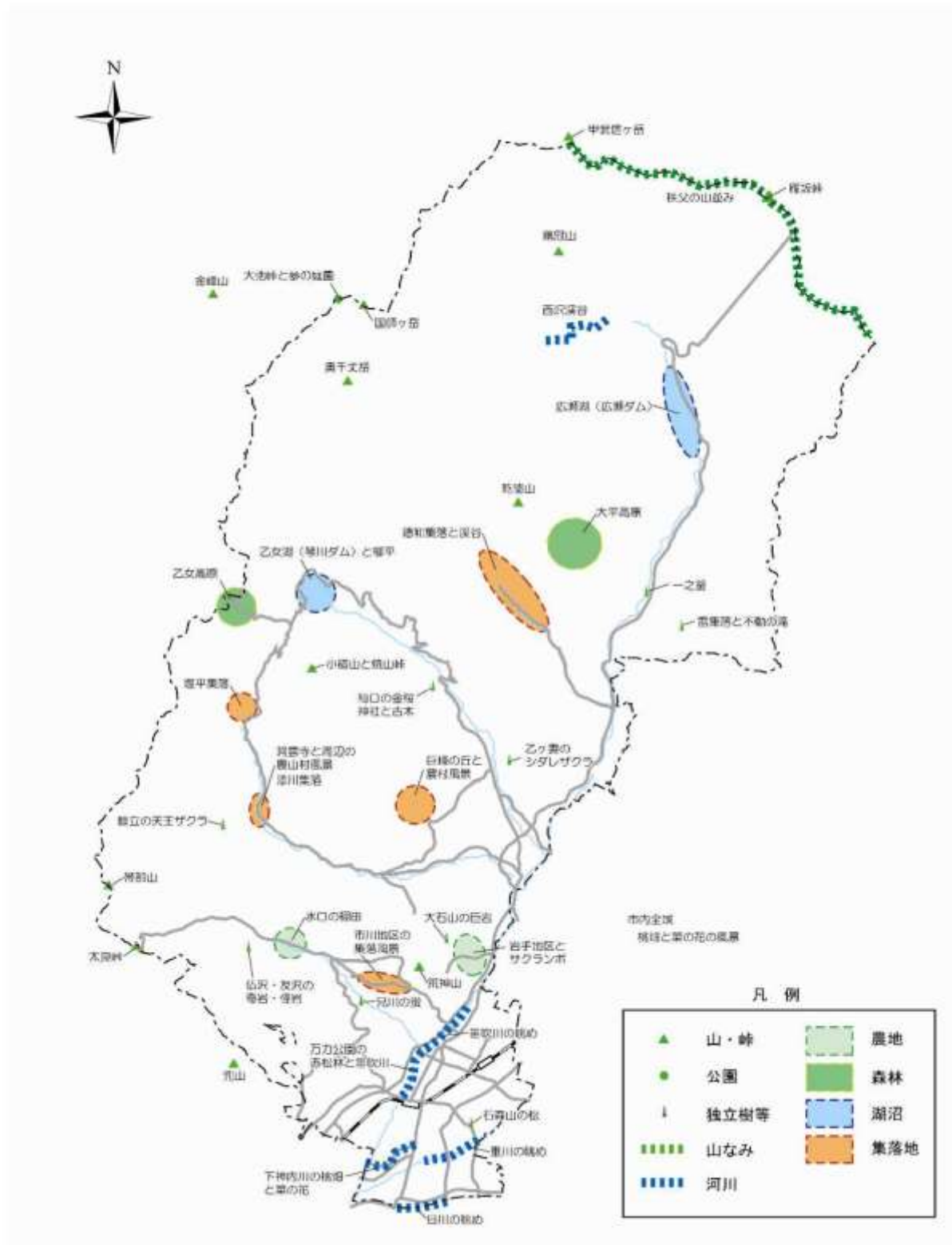
(イ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
山梨市景観計画に記載されている自然的・都市的・歴史的・文化的景観資源周辺及び眺望景観資源から眺望出来る周辺	山梨市内	山梨市景観計画において、山梨市の景観を構成する上で特に重要な眺めの対象を「景観資源」と位置づけているため。 http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp
琴川ダム周辺	山梨市牧丘町柳平	優れた景観を活用するための、商工会事業が展開されており、市でも旧来の牧草地の景観を維持するため、旧金峰牧場跡地について、県より使用許可を受け、景観維持事業を展開する予定である。 また、市の観光指針において、観光基盤整備の一つとして、ダム周辺整備が盛り込まれている。

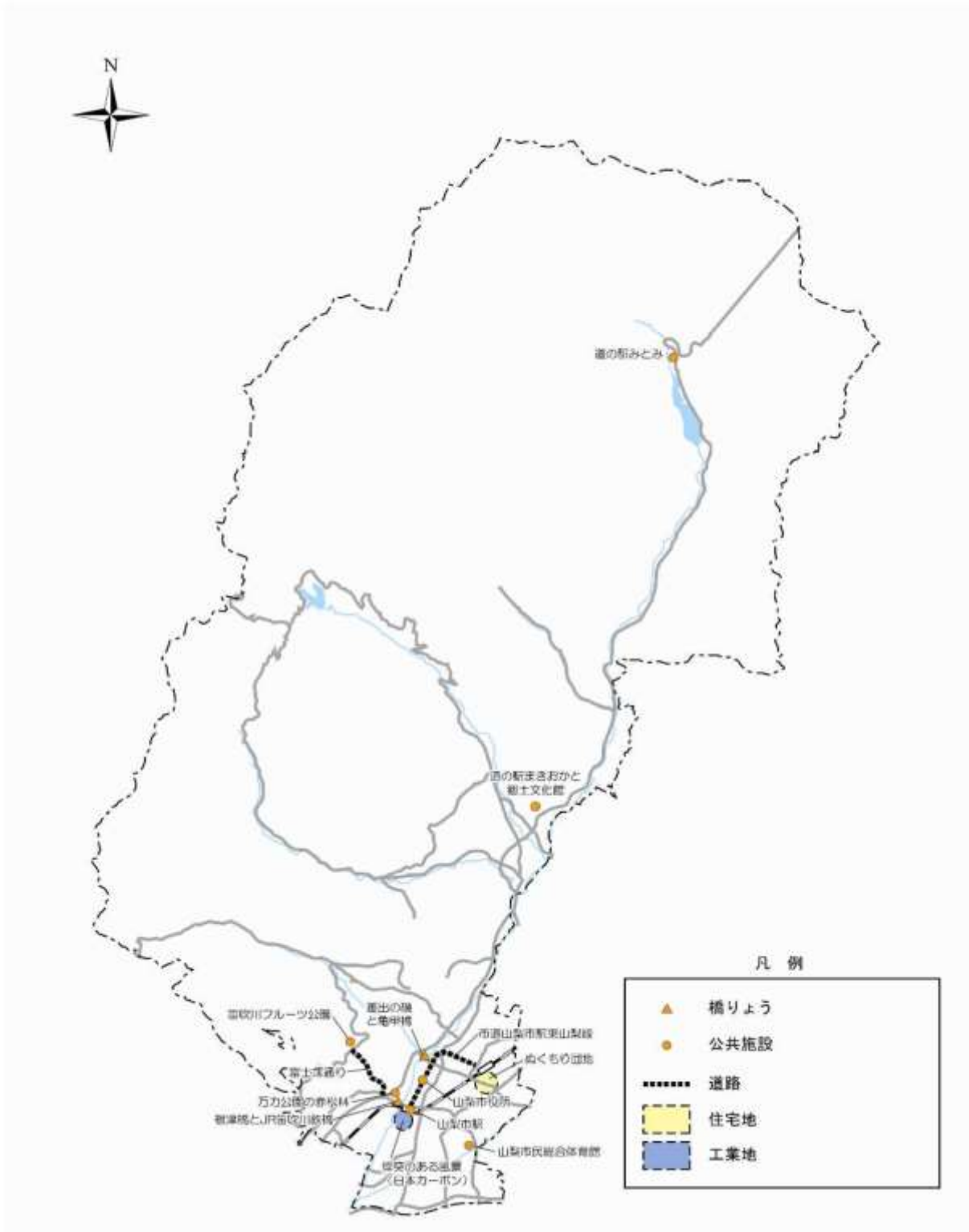
ウ その他

地点名	住所等	理由等
甲武信ユネスコエコパーク登録エリア	山梨市三富川浦地区、三富上釜口地区 他	生態系の保全と持続可能な活用の両立を図ることを目的に登録された区域のため
日本遺産「葡萄畑が織りなす風景ー山梨県峡東地域ー」認定エリア	山梨市全域の葡萄畑（位置図参照）	葡萄畑の風景の保全・活用により地域活性化を図ることを目的として認定された区域のため

自然的景観資源図（山梨市景観計画抜粋）



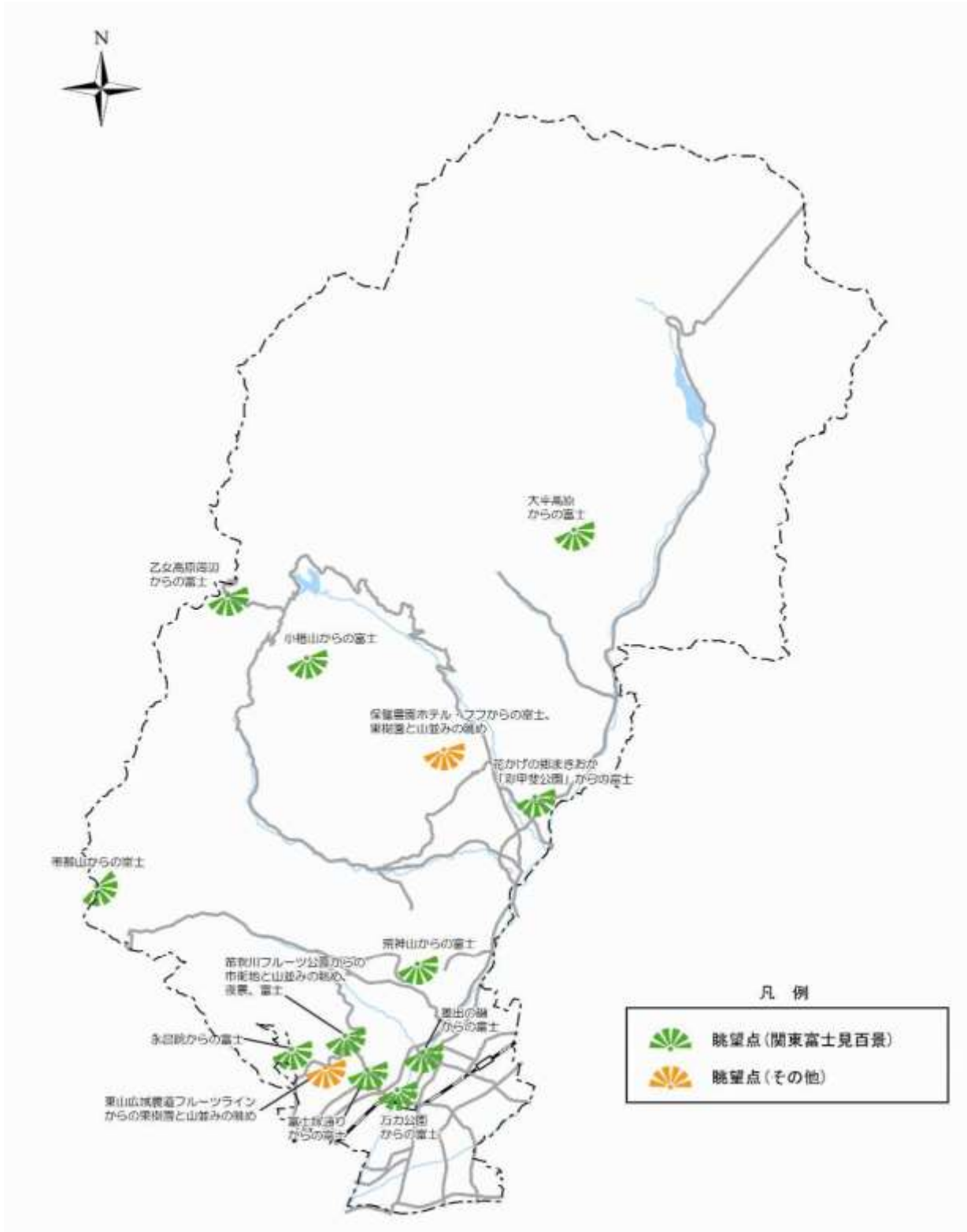
都市的景観資源図（山梨市景観計画抜粋）



歴史文化的景観資源図（山梨市景観計画抜粋）

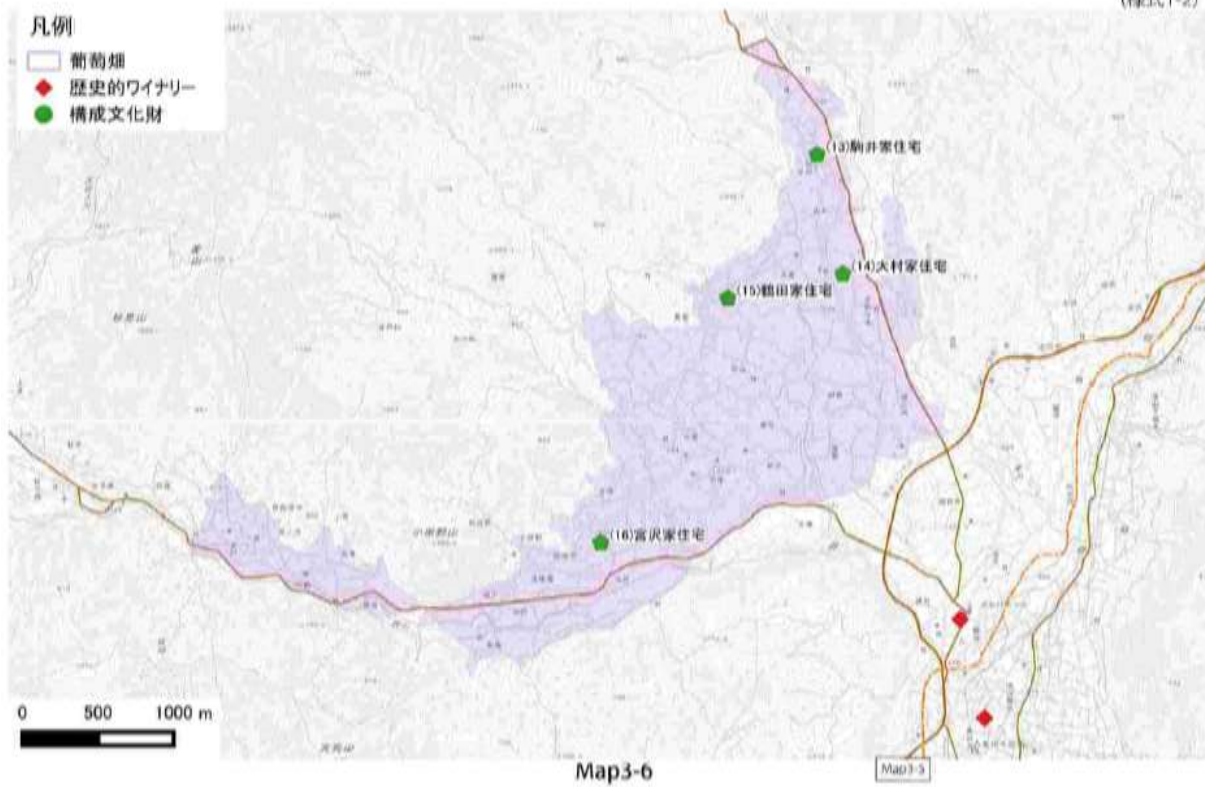


眺望景観資源図（山梨市景観計画抜粋）



日本遺産「葡萄畑が織りなす風景—山梨県峡東地域—」認定エリア（山梨市内）

(様式1-2)



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 大月市

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	大月市土砂災害ハザードマップに示す地区	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの発生による土砂災害等の危険が想定されるため http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/anshin/bosai_saigai/hazardmap.html

(イ) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
猿橋	大月市猿橋町猿橋53-1他	国指定文化財
岩殿城跡	大月市賑岡町強瀬53他	県指定文化財
鎌田氏館跡	大月市富浜町鳥沢3393	市指定文化財
一里塚跡	大月市大月町花咲	市指定文化財
宮谷白山遺跡	大月市富浜町宮谷748	市指定文化財
子の神古墳	大月市賑岡町強瀬773-2、773-3	市指定文化財

(ウ) 市町村景観計画における重点地区等

地点名	住所等	理由等
大月駅周辺地区	大月市大月1丁目、御太刀1丁目地内 (別添重点景観形成地区図参照)	景観計画において、重点景観形成地区であるため http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/sangyo/machi/keikannkeikaku.html
猿橋周辺地区	猿橋町猿橋地区 (別添重点景観形成地区図参照)	景観計画において、重点景観形成地区であるため http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/sangyo/machi/keikannkeikaku.html 市の重要な観光拠点であるため

※大月市景観条例による重点景観形成地区においては、地上に設置する太陽光発電設備は面積の大小によらず、全てが届出対象となります。

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(イ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

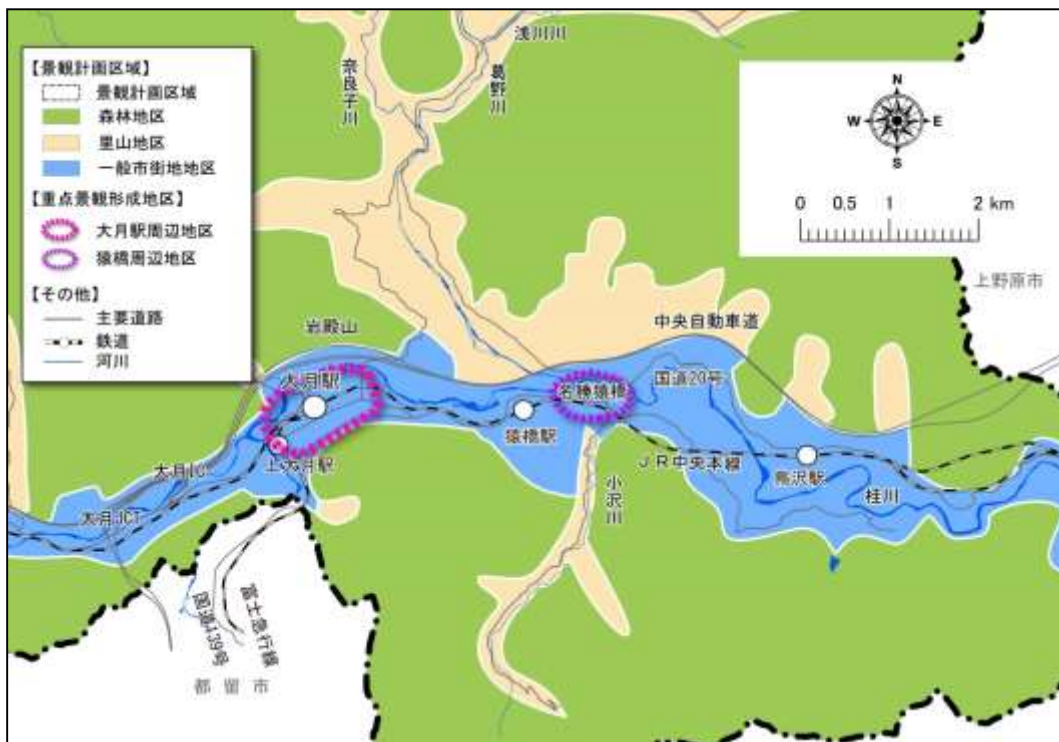
地点名	住所等	理由等
森林地区	市内 (別添景観計画区域図参照)	景観計画において、市内全域を景観計画区域として、景観形成を図っているため http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/sangyo/machi/keikannkeikaku.html
里山地区		
一般市街化地区		

※大月市景観条例による上記地区においては、地上に設置する太陽光発電設備の合計面積が10㎡を超えるものについては、全てが届出対象となります。

(オ) 埋蔵文化財包蔵地

地点名	住所等	理由等
埋蔵文化財包蔵地	大月市内177箇所	埋蔵文化財の保護保全を図る必要がある。開発行為に当たっては埋蔵文化財発掘の届出（文化財保護法93条）が必要。

【景観計画区域図】



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

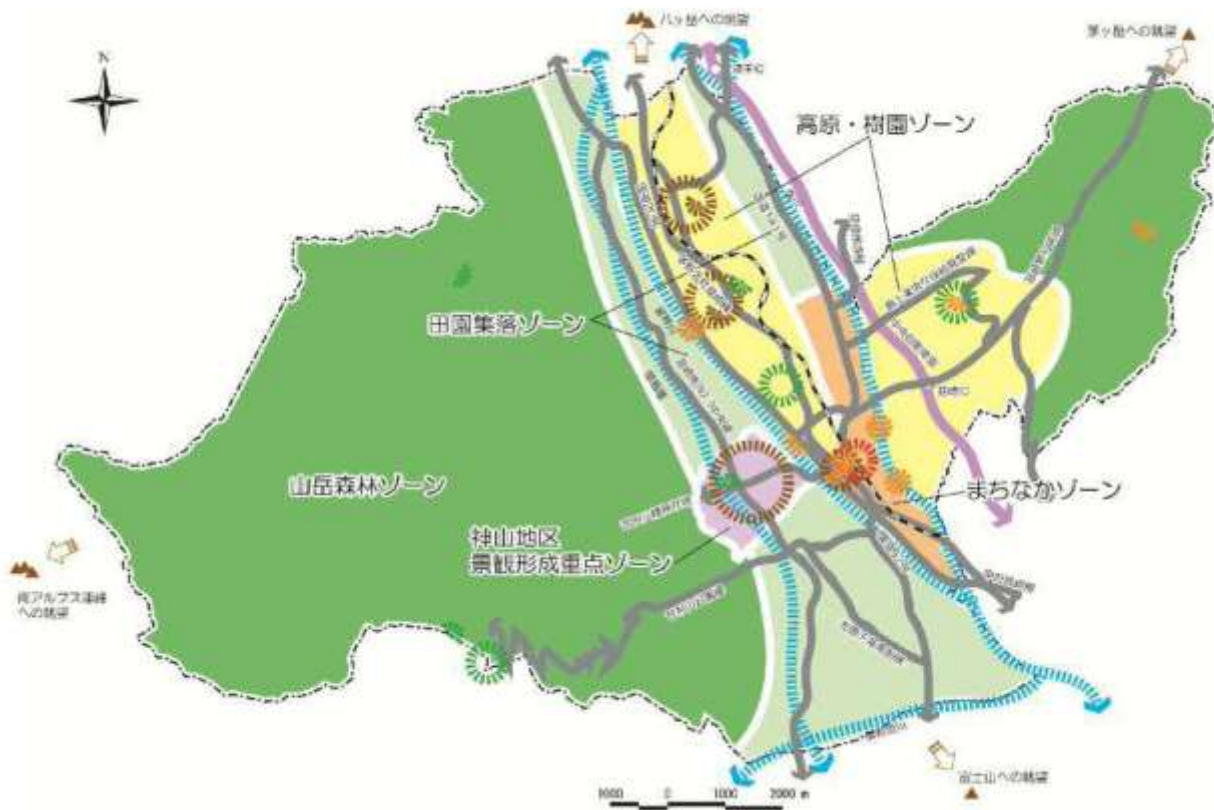
市町村名 韮崎市

ア 立地を避けるべきエリア

(ウ) 市町村景観計画における重点地区等

地点名	住所等	理由等
神山地区景観形成重点ゾーン	韮崎市神山町内	市景観条例において、景観形成重点ゾーンとして指定されており、周辺は武田氏発祥の武田八幡宮などの歴史的建造物も多く存在しており、歴史的文化を尊重するエリアとして指定されているため https://www.city.nirasaki.lg.jp/docs/2015092900020/
高原・樹園ゾーン	韮崎市穂坂町、藤井町、中田町、穴山町の一部	市景観条例において、高原・樹園ゾーンとして指定されており、眺望を重視するエリアであるとともに観光資源となる丘陵エリアでもあり、景観を尊重するエリアとして指定されているため
山岳森林ゾーン	韮崎市穂坂町、旭町、神山町、清哲町、円野町の一部	市景観条例において、山岳森林ゾーンとして指定されており、東側は茅ヶ岳、西側は南アルプス自然公園に近いことから登山者が多く、重要な観光拠点となるエリアとして指定されているため

景観構造図（韮崎市景観計画抜粋）



<凡 例>

【ゾーン】	【軸】	【拠点】
山岳森林ゾーン	道路の景観軸	自然的拠点
高原・樹園ゾーン	河川・水路の景観軸	都市的拠点
まちなかゾーン		歴史的拠点
田園集落ゾーン		眺望拠点(自然的眺望点)
神山地区景観形成重点ゾーン		眺望拠点(都市的眺望点)
		眺望拠点(歴史的眺望点)

市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 南アルプス市

ア 立地を避けるべきエリア

(ウ) 市町村景観計画における重点地区等

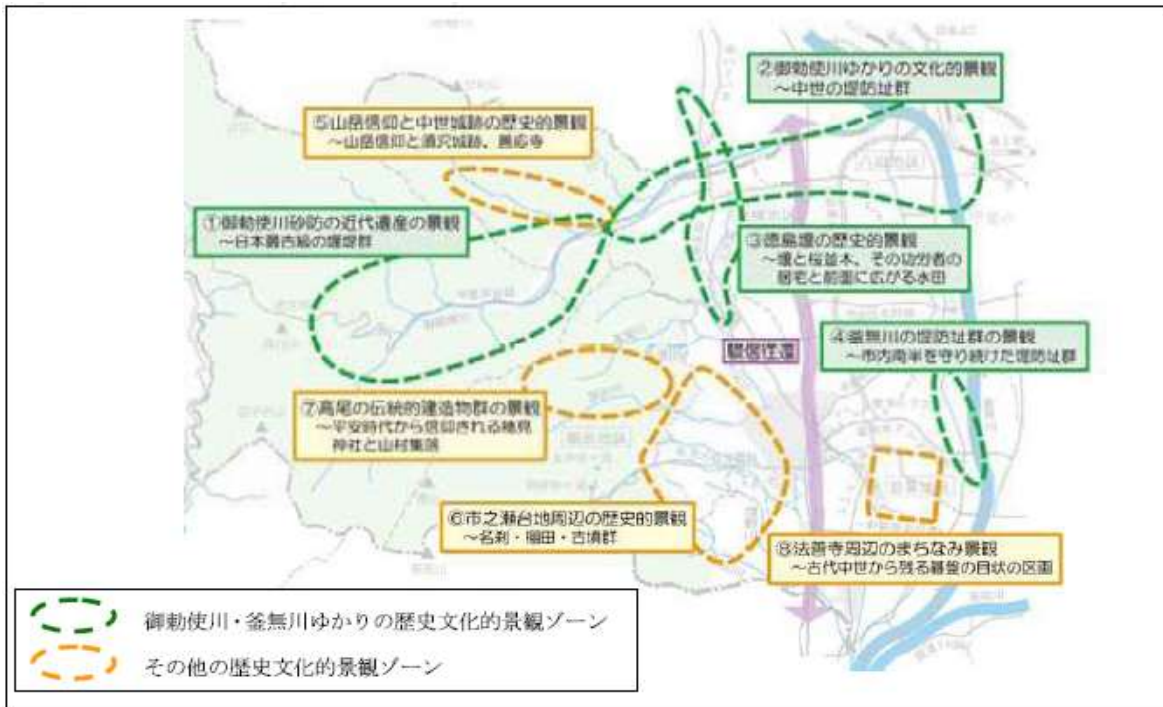
地点名	住所等	理由等
アルプス通り景観ゾーン	曲輪田新田・曲輪田、飯野在家塚、西野、上今諏訪	アルプス通りは甲府方面から中央自動車道甲府昭和IC・開国橋を経て、本市の中部横断道白根IC、国道52号線を結び、南アルプスの山並みを眺めることができる景観的に優れた道路で、本市のシンボル道路となっているため。
甲斐芦安線景観ゾーン	芦安芦倉・芦安安通・駒場	芦安堰堤、源堰堤といった日本最古の堰堤群、御勅使川砂防の近代化遺産と御勅使川上流の水辺景観、芦安の山間集落などがあり、本市の歴史文化ゾーンとなっている。 http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/shisei/toshikeikaku/keikanplan.html
御勅使川歴史的景観ゾーン	有野・上高砂	将棋頭、石積出、かすみ堤、信玄堤など、中世からの御勅使川ゆかりの堤防址郡。治水・利水の歴史遺産が数多く残されている。また、御勅使川の水辺景観や八ヶ岳の眺望にも優れているため。
核となる市街地景観ゾーン	桃園、十五所、小笠原	けやき通り周辺は楕形総合公園をはじめ、行政施設、文化交流施設、教育施設が集積している。また、国道52号線周辺では商業店舗等の立地が進み、本市の核となる新たな市街地ゾーンが形成されつつあるため。
小笠原商店街周辺景観ゾーン	小笠原	江戸時代より宿場町として栄えた歴史を持ち、小笠原商店街とその周辺の市外ゾーンとなっている。また、市役所をはじめとした多くの公共施設が立地し、本市の中心的な市街地を形成しているため。
法善寺周辺歴史的景観ゾーン	加賀美	法善寺を中心とした中世から残る碁盤の目状の区画からなるまちなみと集落景観
河川合流部水辺景観ゾーン	甲西地区	本市の扇状地を流れる多くの河川は甲西地区で合流し、特異な構造と豊かな水辺資源を形成している。古くから市内南部を洪水から守り続けてきており、この地区からの南アルプス(白根三山)の眺望は市内でも1、2を争う絶景である。
市之瀬台地文化的景観ゾーン	楕形地区	甲府盆地を一望する眺望景観、大型前方後円墳と古墳群、甲斐源氏時代の熊野神社、上野城跡、伝説院大日如来座像などの各種名刹の歴史的景観、棚田の文化的景観などが数多く点在する地域となっている。
曲輪田地区農村景観ゾーン	曲輪田	本市の「根方」を代表する集落で、縄文・弥生時代の曲輪田遺跡がある地域で、徳島堰開通後は田畑の開墾が進み、現在の集落がつくられた。今日においても傾斜地の入り組んだ集落形態や蔵、古い民家などの趣のある家並み、後背の里山や谷あい広がる棚田、優れた眺望などが一体となって特色ある農村景観を形成しているため。

飯丘山周辺景観ゾーン	飯丘地区	里山の森や大和川など、豊かな自然に恵まれ、ループ橋付近からは甲府盆地やハヶ岳が一望できるなど、眺望に優れている。また、市民による桜の植樹活動が行われている。
御勅使川砂防の近代遺産の景観ゾーン	芦安芦倉・芦安安通・駒場	芦安堰堤、源堰堤といった日本最古の堰堤群、御勅使川砂防の近代化遺産と御勅使川上流の水辺景観、芦安の山間集落などがあり、本市の歴史文化ゾーンとなっている。 http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/shisei/toshikeikaku/keikanplan.html
御勅使川ゆかりの文化的景観ゾーン	有野・上高砂	将棋頭、石積出、かすみ堤、信玄堤など、中世からの御勅使川ゆかりの堤防址郡。治水・利水の歴史遺産が数多く残されている。また、御勅使川の水辺景観やハヶ岳の眺望にも優れている。
徳島堰の歴史的景観ゾーン	有野・飯野新田	日本三大堰のひとつであり、南アルプス市の農業治水に大きな影響を与えた。また春には桜並木の名所ともなっている。また、堰建設の功労者である矢崎家居宅も近くにあり、歴史的な価値も高い。
釜無川の堤防址群の景観ゾーン	甲西地区	本市の扇状地を流れる多くの河川は甲西地区で合流し、特異な構造と豊かな水辺資源を形成している。古くから市内南部を洪水から守り続けてきており、この地区からの南アルプス(白根三山)の眺望は市内でも1、2を争う絶景である。
山岳信仰と中世城跡の歴史的景観ゾーン	大嵐	善応寺、大嵐のピャクシン、須沢城跡など山岳信仰と歴史的景観の山間集落となっている。
市之瀬台地周辺の歴史的景観ゾーン	楡形地区	甲府盆地を一望する眺望景観、大型前方後円墳と古墳群、甲斐源氏時代の熊野神社、上野城跡、伝嗣院大日如来座像などの各種名刹の歴史的景観、棚田の文化的景観などが数多く点在する地域となっている。
高尾の伝統的建造物群景観ゾーン	高尾	平安時代から信仰される穂見神社と特徴的な山村集落が形成されている。
法善寺周辺のまちなみ景観ゾーン	加賀美	法善寺を中心とした中世から残る碁盤の目状の区画からなるまちなみと集落景観

景観形成推進ゾーン位置図（南アルプス市景観計画抜粋）



歴史文化的景観ゾーン（南アルプス市景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 北杜市

ア 立地を避けるべきエリア

(イ) 自然公園の特別地域及び普通地域

地点名	住所等	理由等
国立公園、国定公園内	北杜市該当区域	自然公園として維持・保護する必要があるため（資料集P57参照）
県立自然公園内	同上	同上

(ロ) 自然環境保全地区及び自然記念物

地点名	住所等	理由等
金山沢のハシドイ林	北杜市須玉町小尾	県自然環境保全条例による自然記念物周辺（資料集P58参照）
木賊平のエゾリンドウ	北杜市須玉町比志	同上
石尊神社のアカマツ並木	北杜市白州町鳥原	同上
日野のオオムラサキ	北杜市長坂町日野	同上
観音峠茅ヶ岳	北杜市須玉町江草	県自然環境保全条例による自然環境保全地区（資料集P58参照）
八ヶ岳川俣	北杜市大泉町西井出	同上
谷戸城跡	北杜市大泉町谷戸	同上

(ハ) 保安林

地点名	住所等	理由等
保安林指定地	北杜市内	保安林指定の主旨に沿った目的を達成するため（資料集P59参照）

(ニ) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
金生遺跡	北杜市大泉町谷戸	国指定文化財であるため
山高神代ザクラ	北杜市武川町山高	同上
美し森の大ヤマツツジ	北杜市大泉町西井出	同上
根古屋神社の大ケヤキ	北杜市須玉町江草	同上
八代家住宅	北杜市明野町上手	同上
旧平田家住宅	北杜市小淵沢町	同上
梅の木遺跡	北杜市明野町浅尾	同上

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(イ) 重要な観光施設等に近接するエリア

地点名	住所等	理由等
清里駅・キープ協会周辺	北杜市高根町清里地内他	主要な観光拠点であるため
八ヶ岳高原ライン	北杜市高根町、長坂町、大泉町、小淵沢町	同上
三分一湧水館、平山郁夫シルクロード美術館	北杜市長坂町小荒間	同上
台ヶ原宿街道筋	北杜市白州町台ヶ原	同上
道の駅南さよさと周辺	北杜市高根町長澤	同上
道の駅こぶちさわ周辺	北杜市小淵沢町	同上
道の駅はくしゅう周辺	北杜市白州町白須	同上
白州・尾白川	北杜市白州町	名水百選に指定されているため
八ヶ岳南麓高原湧水群	北杜市長坂町、小淵沢町	同上
金峰山・瑞牆山源流	北杜市須玉町	同上

市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 甲斐市

イ 立地を避けるべきエリア

(a) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及びその周辺で被害を及ぼす恐れのある区域	甲斐市内	土砂災害防止法に基づき県が指定しているため https://www.city.kai.yamanashi.jp/iaz/hazardmap/5215.html

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

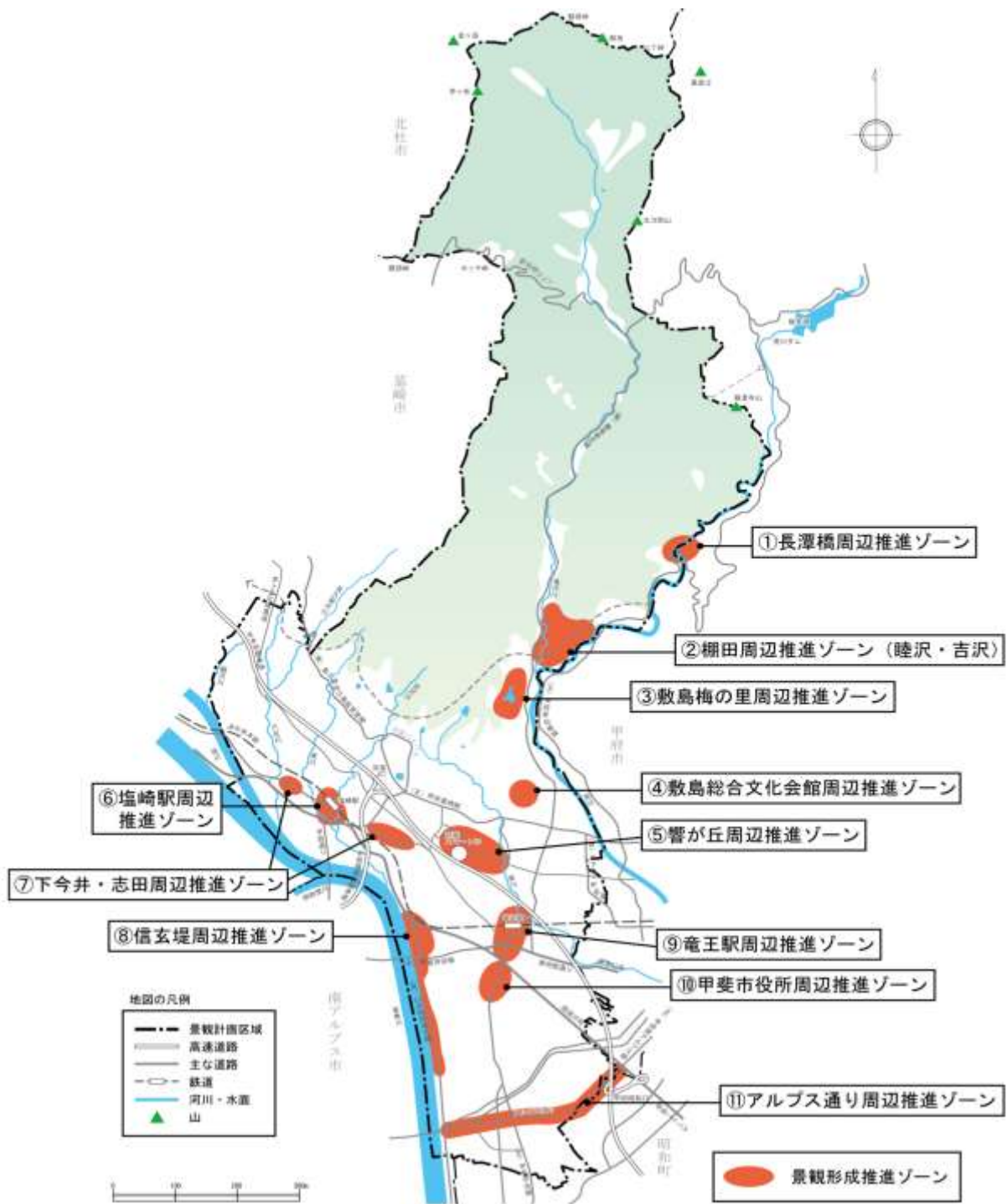
(ア) 災害のリスクが高いエリア

地点名	住所等	理由等
甲斐市北部山間地区	甲斐市 (大字) 牛久、大久保、上菅口、獅子平、漆戸、打返、亀沢、吉沢、千田、上芦沢、下芦沢、上福沢、神戸、下福沢、安寺、下菅口、大袋、團子新居、菖蒲沢、宇津谷	当該エリアには土砂災害危険箇所があり、土砂災害が発生するリスクが高いため https://www.pref.yamanashi.jp/sabo/114_007.html

(イ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
長瀬橋周辺推進ゾーン	甲斐市 (大字) 吉沢	甲斐市景観計画において、重点的に景観形成を推進すべき区域としており、今後重点地区の指定を目指す予定のため
棚田周辺推進ゾーン	(大字) 亀沢、吉沢	同上
敷島梅の里周辺推進ゾーン	(大字) 牛久、大久保	同上
敷島総合文化会館周辺推進ゾーン	(大字) 島上条	同上
響が丘周辺推進ゾーン	(大字) 竜地	同上
塩崎駅周辺推進ゾーン	(大字) 下今井、岩森、志田	同上
下今井・志田周辺推進ゾーン	(大字) 下今井、志田	同上
信玄堤周辺推進ゾーン	(大字) 竜王、西八幡	同上
竜王駅周辺推進ゾーン	(大字) 富竹新田、竜王、竜王新町、名取、大下条	同上
甲斐市役所周辺推進ゾーン	(大字) 篠原、竜王	同上
アルプス通り周辺推進ゾーン	(大字) 西八幡、玉川、篠原、万才、富竹新町	同上

景観形成推進ゾーン（甲斐市景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 笛吹市

ア 立地を避けるべきエリア

(カ) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域	笛吹市内	笛吹市ハザードマップ参照 http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/shisei/koukai.php?id=233

(ケ) 市町村景観計画における重点地区等

地点名	住所等	理由等
芦川町エリア	芦川町全域	景観重要拠点（予定） http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/shisei/koukai.php?id=258

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

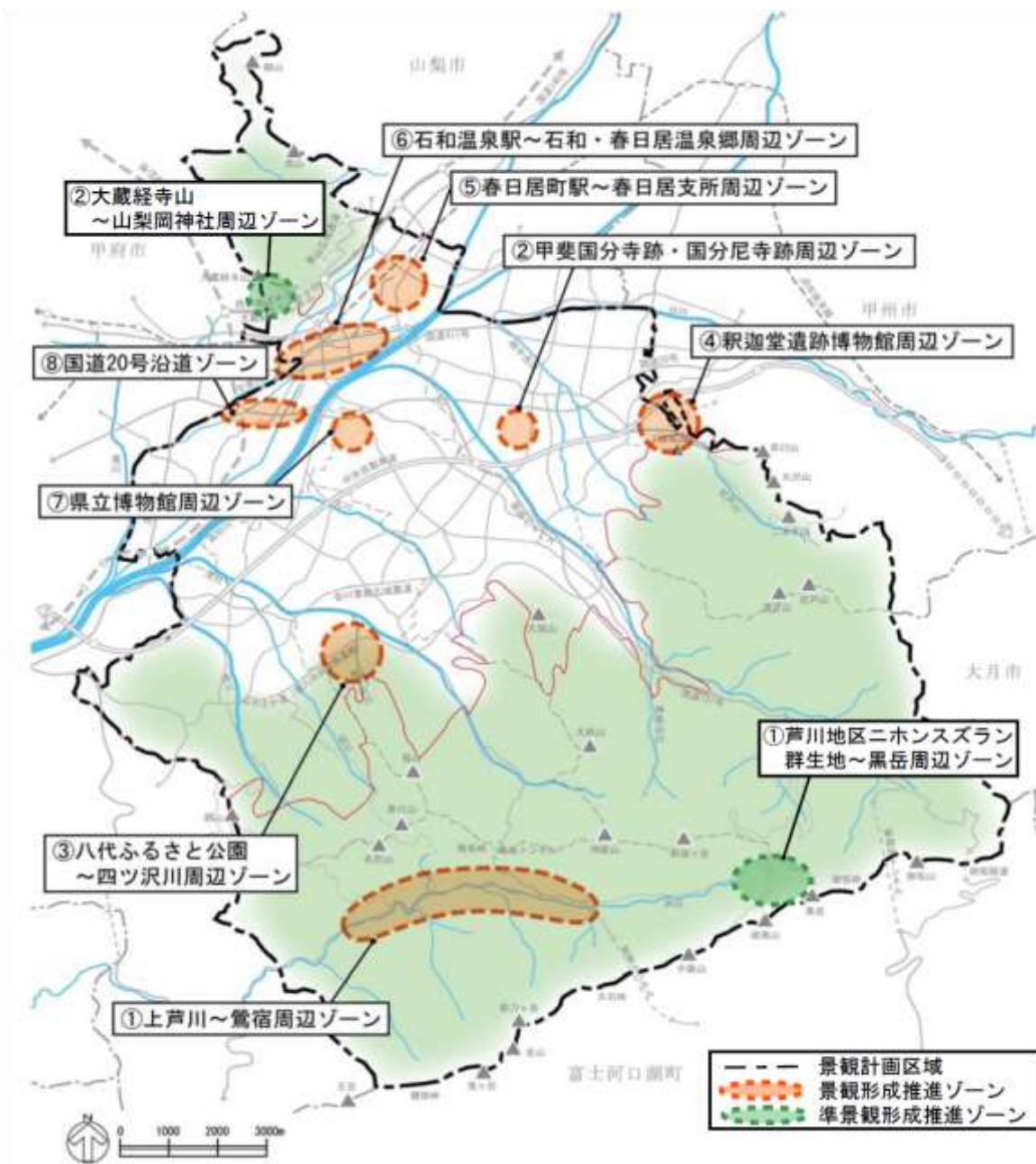
(ク) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
上芦川～鶯宿周辺ゾーン	笛吹市内（位置図参照）	笛吹市景観計画の景観形成推進ゾーンに位置づけられているため
甲斐国分寺跡・国分尼寺跡周辺ゾーン	同上	同上
八代ふるさと公園～四ツ沢川周辺ゾーン	同上	同上
釈迦堂遺跡博物館周辺ゾーン	同上	同上
春日居町駅～春日居支所周辺ゾーン	同上	同上
石和温泉駅～石和・春日居温泉郷周辺ゾーン	同上	同上
県立博物館周辺ゾーン	同上	同上
国道20号沿道ゾーン	同上	同上
芦川地区ニホンスズラン群生地～黒岳周辺ゾーン	同上	笛吹市景観計画の準景観形成推進ゾーンに位置づけられているため
大蔵経寺山～山梨岡神社周辺ゾーン	同上	同上

(I) 重要な観光施設等に近接するエリア

地点名	住所等	理由等
笛吹川沿岸エリア	石和町川中島地区	ミズベリング構想
近津用水沿岸・桜温泉通り	石和町八田・川中島地区	ミズベリング構想・観光拠点
花鳥山エリア	御坂町竹居地区	公園及び観光拠点になっているため
一宮花見台公園	一宮町金沢地区	同上
藤袋の滝	境川町大窪地区	同上
大久保山エリア	一宮町狐新居地区	観光拠点になっているため

景観形成推進ゾーン・準景観形成推進ゾーン（笛吹市景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 上野原市

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域	上野原市土砂災害ハザードマップ掲載区域	防災上重要な区域であるため。 http://www.city.uenohara.yamanashi.jp/doro-kasen/dhazardmap.html

(イ) 風致地区

地点名	住所等	理由等
月見ヶ丘風致地区内	上野原市上野原地内	月見ヶ丘風致地区内にあり、地区内の保全のため
島田風致地区内	上野原市鶴島地内 他	島田風致地区内にあり、地区内の保全のため

(ロ) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
市等指定文化財周辺	上野原市内各所約61区域	国・県・市指定の文化財のため

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(イ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
景観形成拠点等（重点地区候補地及び推進ゾーン）	上野原市内（上野原市景観計画参照）	上野原市景観計画において、重点的に景観形成を推進すべき区域としているため

(ロ) 埋蔵文化財包蔵地

地点名	住所等	理由等
埋蔵文化財包蔵地	上野原市内各所約163区域	埋蔵文化財の保護保全を図る必要がある。開発行為に当たっては埋蔵文化財発掘の届出（93条）が必要

市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 甲州市

ア 立地を避けるべきエリア

(ウ) 自然環境保全地区及び自然記念物

地点名	住所等	理由等
国宝 大滝不動尊（景観保存地区）	勝沼町菱山	県自然環境保全条例による自然記念物周辺
竜門峡（景観保存地区）	大和町木賊	同上
塩の山（歴史景観保全地区）	塩山上於曾	同上
竹森のザゼンソウ（自然記念物）	塩山竹森	同上

(エ) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
国宝 大善寺本堂（大善寺境内周辺）	勝沼町勝沼	歴史的建造物を単体でなく空間として保存を進めている地区。
史跡 勝沼氏館跡（その周辺含む）	勝沼町勝沼	同上
名勝 恵林寺庭園（恵林寺境内周辺）	塩山小屋敷	同上
名勝 向嶽寺庭園（向嶽寺境内周辺）	塩山上於曾	同上
甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区	塩山下小田原	同上

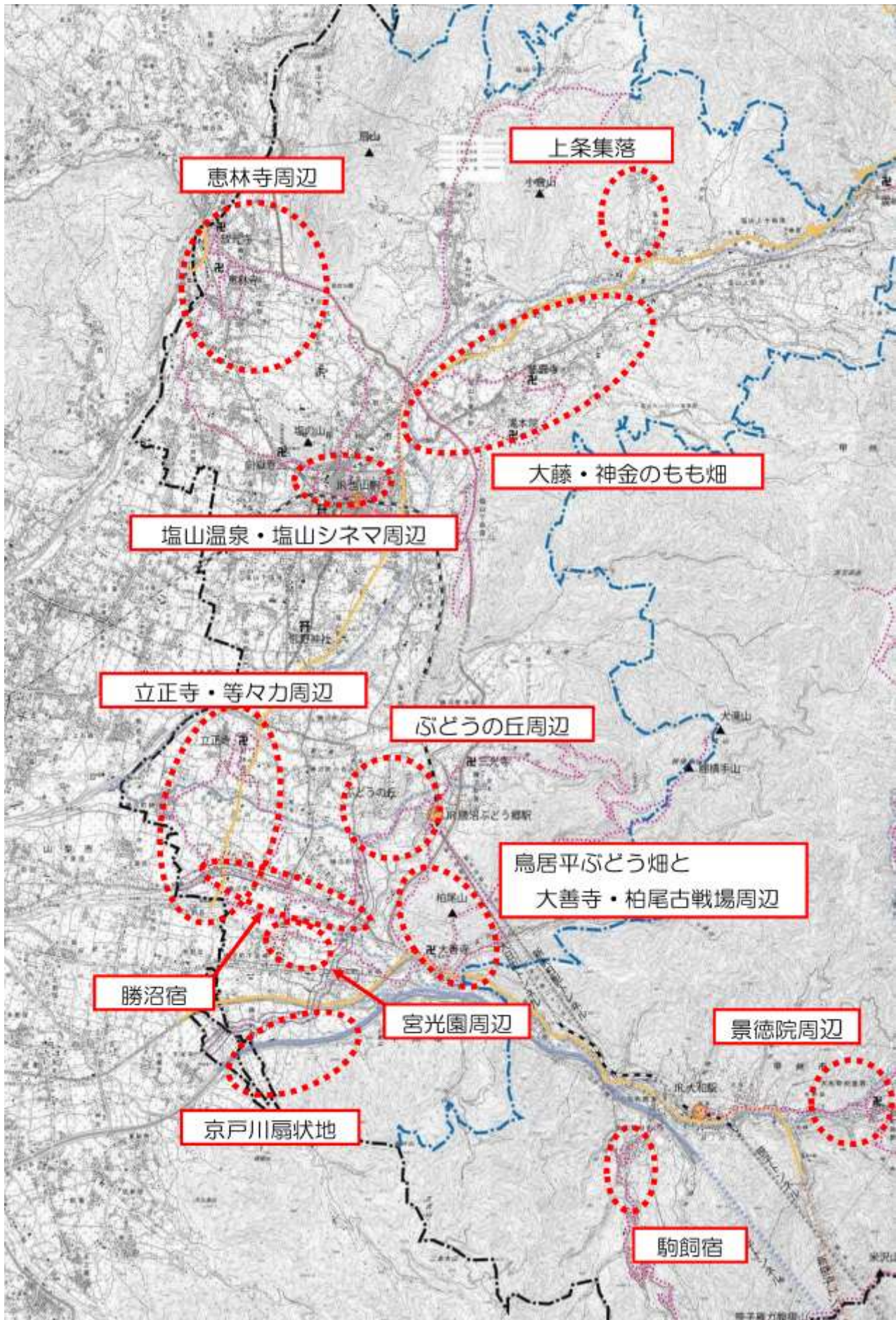
イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(ウ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
勝沼ぶどうの丘周辺	勝沼町菱山5093番地周辺	景観形成重点候補地区及び良好な眺望点として県の公共眺望ポイントに選定。 http://www.city.koshu.yamanashi.jp/shisei/add_doc/detail/景観
恵林寺周辺	塩山小屋敷2280番地周辺	景観形成重点地区候補地
大藤・神金の桃畑	塩山中萩原・上萩原地区	同上
塩山温泉周辺	塩山上於曾1960番地周辺	同上

立正寺・等々力周辺	勝沼町休息・等々力地区	同上
宮光園周辺	勝沼町下岩崎1740番地周辺	同上
勝沼宿周辺	勝沼町勝沼地区	同上
京戸川扇状地東周辺	勝沼町藤井地区	同上
大善寺・柏尾古戦場周辺	勝沼町勝沼3559番地周辺	同上
駒飼宿周辺	大和町日影地区	同上
景德院周辺	大和町田野389番地周辺	同上
塩山ふれあいの森公園	塩山小屋敷1779番地周辺	良好な眺望点として県の公共眺望ポイントに選定。
牛奥みはらしの丘	塩山牛奥地区周辺	同上
勝沼ぶどう郷駅前公園周辺	勝沼町菱山3040番地周辺	同上

重点地区位置図（甲州市景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 中央市

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	中央市内	土砂災害防止法に基づく区域（県指定区域）に指定されているため http://www.city.chuo.yamanashi.jp/sougou/bousai.php?id=888

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

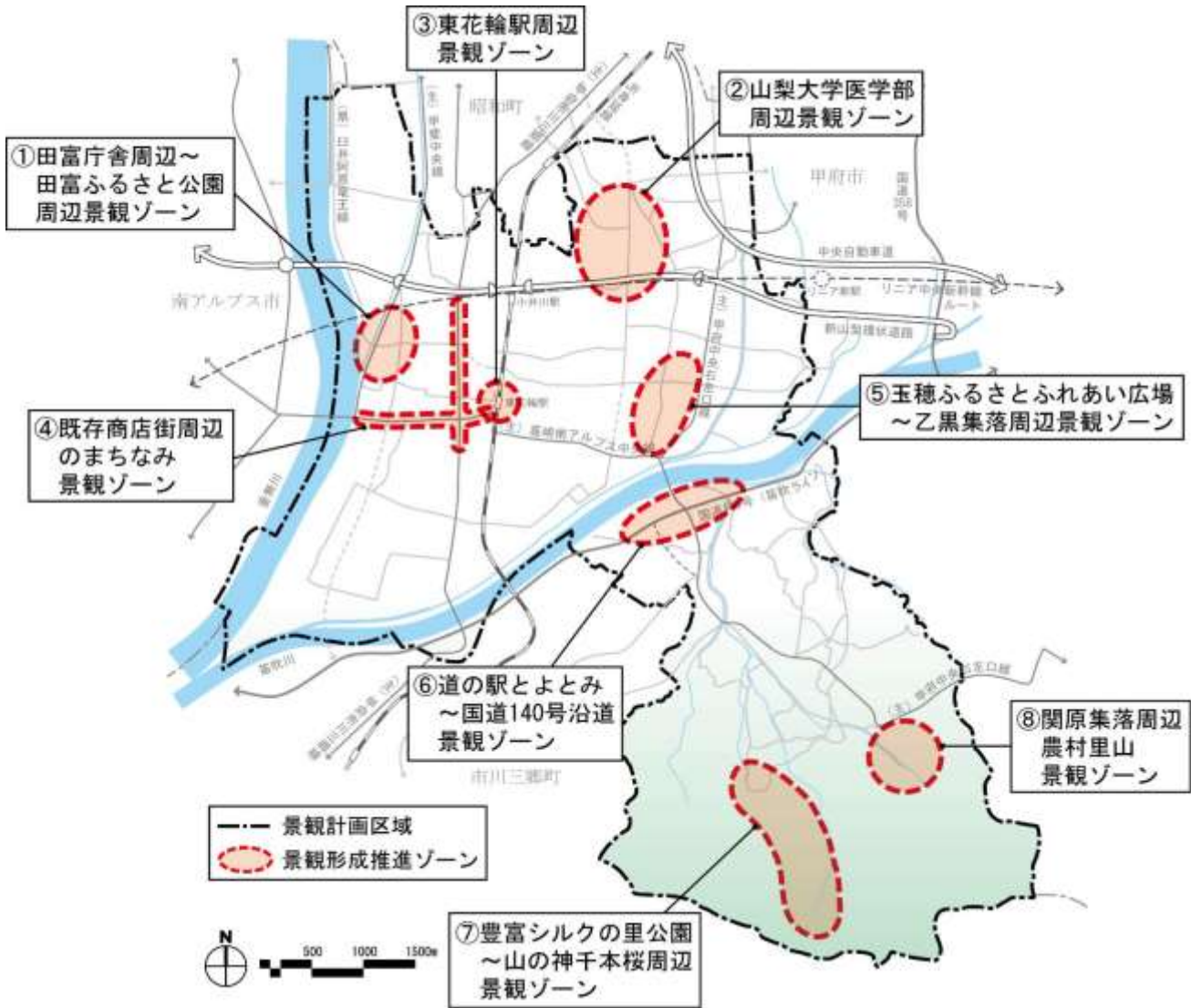
(イ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
ふるさと景観拠点 観光・交流の景観拠点 暮らしの景観拠点	中央市内（別添図1参照）	中央市景観計画において、本市における良好な景観形成の先導的な役割を担う景観拠点として位置付けているため。
田富庁舎周辺～田富ふるさと公園周辺景観ゾーン 山梨大学医学部周辺景観ゾーン 東花輪駅周辺景観ゾーン 既存商店街周辺のまちなみ景観ゾーン 玉穂ふるさとふれあい広場～乙黒集落周辺景観ゾーン 道の駅とよとみ～国道140号沿道景観ゾーン 関原集落周辺農村里山景観ゾーン 豊富シルクの里公園～山の神千本桜周辺景観ゾーン	中央市内（別添図2参照）	中央市景観計画において、特に先導的かつ重点的に景観形成をすべき「景観形成推進ゾーン」として位置付けているため。

(イ) 埋蔵文化財包蔵地

地点名	住所等	理由等
埋蔵文化財包蔵地	中央市内134箇所	埋蔵文化財の保護保全を図る必要がある。開発行為に当たっては埋蔵文化財発掘の届出（文化財保護法93条）が必要。

別添図2 中央市景観推進ゾーン（中央市景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 市川三郷町

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 砂防指定地等の災害危険区域

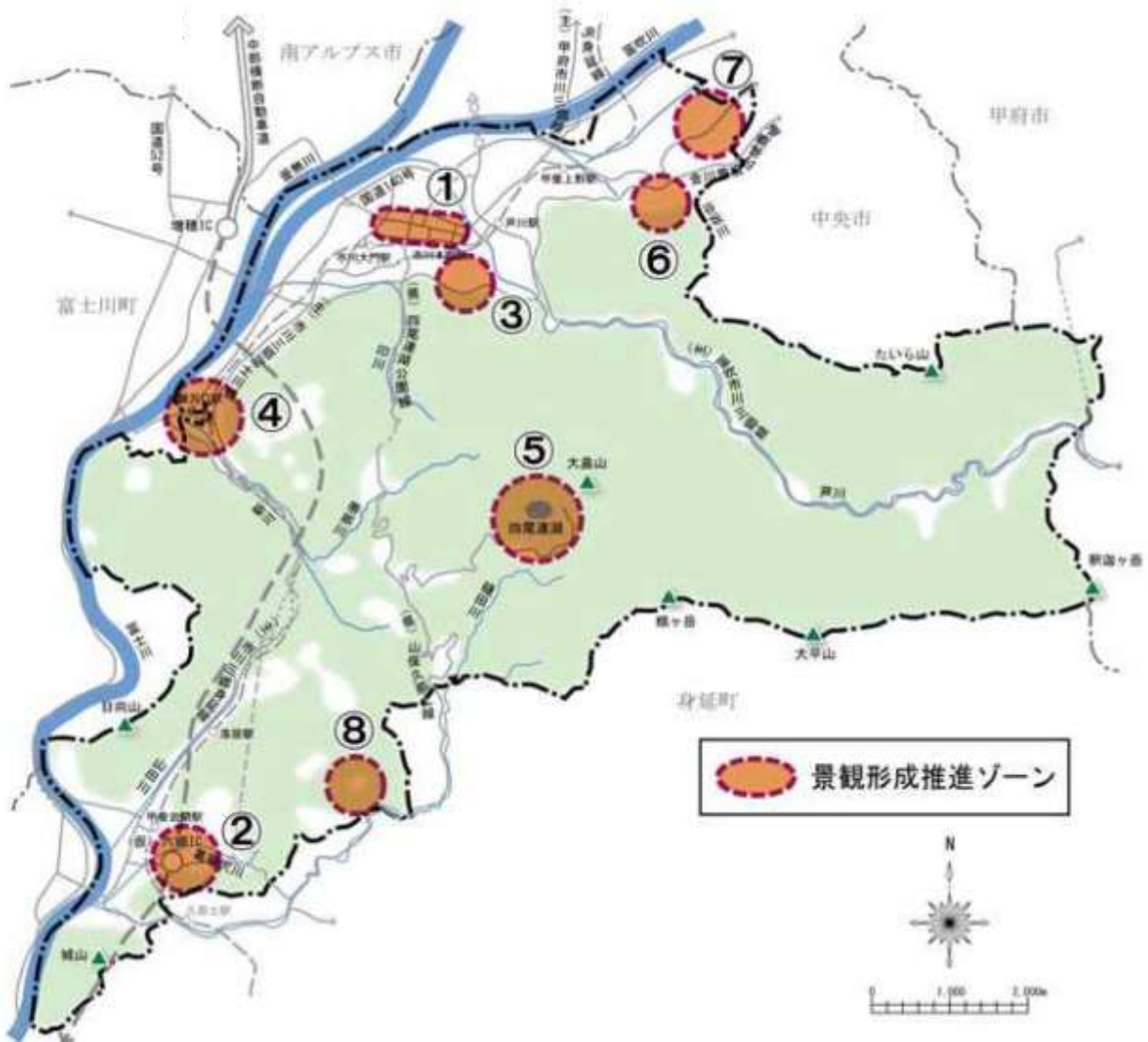
地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	市川三郷町内	土砂災害防止法に基づく区域（県指定区域）に指定されているため http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/60prevent/2010-kouzui-hazard-map.html

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(イ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
中心市街地（市川地区中央部）周辺ゾーン	市川地区中央部周辺	[景観計画で定める景観形成推進ゾーン] ・市川三郷町らしさ・象徴性を担い、本町のシンボルとして良好な景観形成が不可欠であり、際立った景観的特徴と高い資質を備え景観保全の必要性が高いエリア http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/40administration/05kensetsu/2012-0313-1007-14.html
（仮称）六郷IC周辺ゾーン	IC周辺	同上
平塩の岡周辺ゾーン	平塩周辺	同上
鰻沢口駅～黒沢周辺ゾーン	黒沢周辺	同上
県立自然公園四尾連湖周辺ゾーン	四尾連湖周辺	同上
みはらしの丘・みたまの湯周辺ゾーン	みたまの湯周辺	同上
大塚地区・波場公園周辺ゾーン	波場公園周辺	同上
寺所さくらの里周辺ゾーン	寺所周辺	同上

景観形成推進ゾーン（市川三郷町景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 早川町

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(ウ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
県道37号主要地方道南アルプス公園線沿道地域	早川町内	早川町景観計画で定める景観重要公共施設候補であるため。 http://www.town.hayakawa.yamanashi.jp/town/grapple/keikanjyourai.html
県道810号一般県道雨畑大島線沿道地域	同上	同上
早川沿い周辺地域	同上	同上

市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 身延町

ア 立地を避けるべきエリア

(4) 風致地区

地点名	住所等	理由等
身延山風致地区内	南巨摩郡身延町身延地内	身延山風致地区内にあり、地区内の保全のため

(7) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
町内史跡名勝天然記念物指定地（73箇所）	身延町	文化財保護法、県文化財保護条例、町文化財保護条例により指定されているため

(7) 市町村景観計画における重点地区等

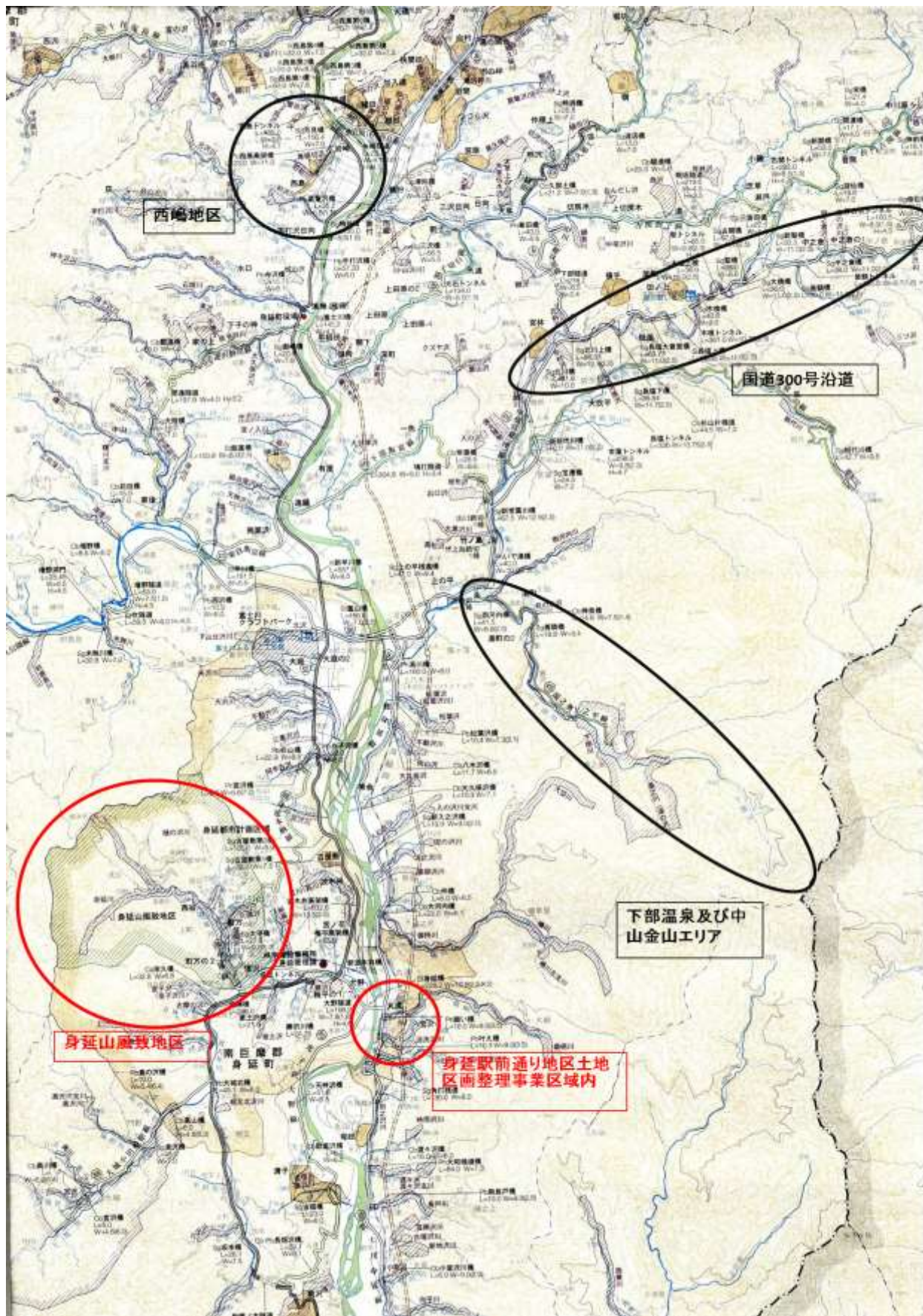
地点名	住所等	理由等
身延駅前通り地区土地区画整理事業区域内	南巨摩郡身延町角打地内	身延町景観計画区域の重点地区に指定されているため http://www.town.minobu.lg.jp/ku-rashi/benri.php?id=319
富士川沿川	身延町内	沿川は、町のイメージを形成する重要な空間のため

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(7) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
国道52号沿道	身延町内	沿道は町のイメージを形成する重要な空間のため
国道300号沿道	同上	景観（紅葉等）が優れている地域のため
西嶋地内	同上	和紙の里としてイメージを形成する重要な空間のため
下部温泉地内及び中山金山エリア	同上	湯の里としてイメージを形成する重要な空間のため

身延町景観計画重点地区等



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 南部町

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	南部町土砂災害ハザードマップに示す地区	土砂災害の恐れがあるため https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/kurashi/bousai/dosya-hazardmap.html

(ク) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
最恩寺周辺	南部町福士23502	国指定文化財
仏成寺周辺	南部町成島3065	県指定文化財
諏訪神社周辺	南部町南部8909	同上
円蔵院周辺	南部町南部7576	同上
法雲庵周辺	南部町内船7030	同上
千年ザクラ	南部町本郷3230	同上
金山神社周辺	南部町福士14847-1	同上
顕本寺周辺	南部町万沢3926	同上
真篠城跡周辺	南部町福士真篠	同上
イトザクラ	南部町本郷1547	同上
駒形神社周辺	南部町大和141	町指定文化財
内船八幡神社周辺	南部町内船3935	同上
十島八幡神社周辺	南部町十島1868	同上
内船寺周辺	南部町内船3599	同上
観智院周辺	南部町福士5524	同上
慈眼寺周辺	南部町中野4171	同上
万福寺周辺	南部町大和1564	同上
妙浄寺周辺	南部町南部8122	同上
下野八幡神社周辺	南部町下佐野117-1	同上
福士平八幡神社周辺	南部町福士2145-1	同上

小葉山金山神社周辺	南部町万沢字小葉山	同上
一乗寺周辺	南部町万沢16538	同上
浄光寺周辺	南部町南部8843	同上
南部氏の館跡周辺	南部町南部8229-4	同上

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(オ) 埋蔵文化財包蔵地

地点名	住所等	理由等
埋蔵文化財包蔵地	南部町内約100箇所	埋蔵文化財の保護保全を図る必要がある。開発行為に当たっては埋蔵文化財発掘の届出（文化財保護法93条）が必要。

市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 富士川町

ア 立地を避けるべきエリア

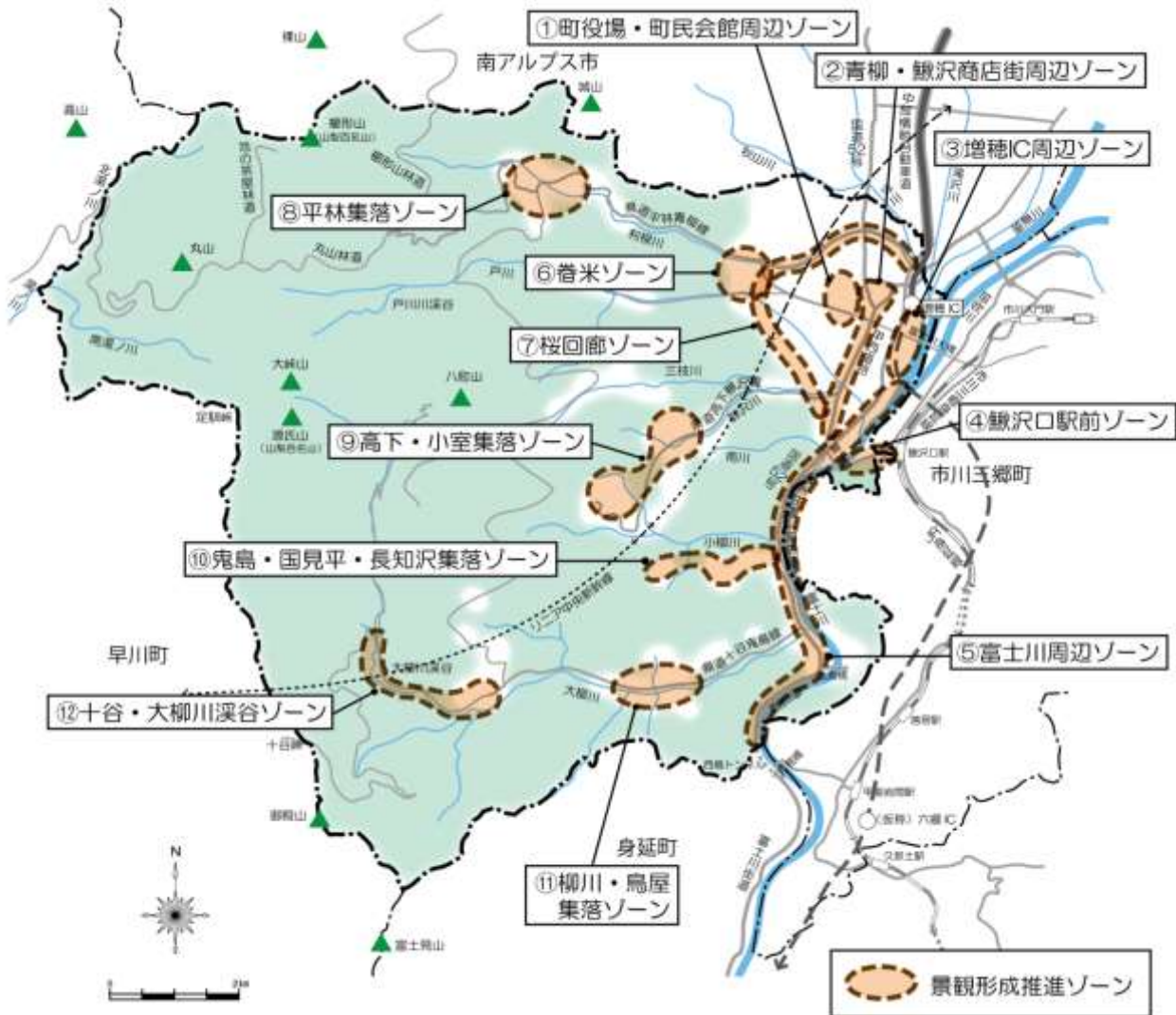
(ウ) 文化財指定エリア

地点名	住所等	理由等
平林柘窪遺跡	平林地内	埋蔵文化財の保護保全を図る必要がある。開発行為に当たっては埋蔵文化財発掘の届出（93条）が必要
平林南平遺跡	同上	同上
平林向林遺跡	同上	同上
平林大平遺跡	同上	同上
菴米藤塚古墳	菴米地内	同上
菴米孤塚古墳	同上	同上
菴米北山遺跡	同上	同上
菴米上平遺跡	同上	同上
菴米法華塚	同上	同上
菴米塚穴古墳	同上	同上
二十三夜塚古墳	同上	同上
菴米中尾田遺跡	同上	同上
権現堂遺跡	同上	同上
菴米大明神遺跡	同上	同上
小林竹重遺跡	小林地内	同上
安清の池遺跡	長澤地内	同上
長沢平池遺跡	同上	同上
長沢長池遺跡	同上	同上
大柵遺跡	大柵地内	同上
青柳遺跡	青柳町地内	同上
青柳町屋口遺跡	同上	同上
青柳町藤田池遺跡	同上	同上
青柳河岸跡遺跡	同上	同上
大久保広見遺跡	大久保地内	同上
最勝寺平野遺跡	最勝寺地内	同上
最勝寺西の入遺跡	同上	同上
最勝寺大堀田遺跡	同上	同上
最勝寺塚穴古墳	同上	同上
最勝寺鎌塚古墳	同上	同上
最勝寺無名塚2号墳	同上	同上
最勝寺無名塚1号墳	同上	同上
最勝寺大塚古墳	同上	同上
最勝寺馬門古墳	同上	同上
小室下土録遺跡	小室地内	同上
小室菖蒲池遺跡	同上	同上
小室檜平遺跡	同上	同上
高下下高下遺跡	高下地内	同上
鱒沢河岸跡遺跡	鱒沢地内	同上
天戸瓦窯跡	同上	同上
大法師A遺跡	同上	同上
大法師B遺跡	同上	同上
国見平遺跡	中部地内	同上
植村遺跡	同上	同上
日向遺跡	同上	同上
梅久保遺跡	同上	同上
日向町遺跡	同上	同上
舟庭遺跡	同上	同上

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(ウ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
①町役場・町民会館周辺ゾーン	下図参照	富士川町景観計画 / 景観形成推進ゾーン
②青柳・鵜沢商店街周辺ゾーン	同上	同上
③増穂IC周辺ゾーン	同上	同上
④鵜沢口駅前ゾーン	同上	同上
⑤富士川周辺ゾーン	同上	同上
⑥菴米ゾーン	同上	同上
⑦桜回廊ゾーン	同上	同上
⑧平林集落ゾーン	同上	同上
⑨高下・小室集落ゾーン	同上	同上
⑩鬼島・国見平・長知沢集落ゾー	同上	同上
⑪柳川・鳥屋集落ゾーン	同上	同上
⑫十谷・大柳川溪谷ゾーン	同上	同上



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 道志村

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	道志村	土砂災害危険箇所 http://www.vill.doshi.lg.jp/ka/info.php?if_id=435

(イ) 市町村景観計画における重点地区等

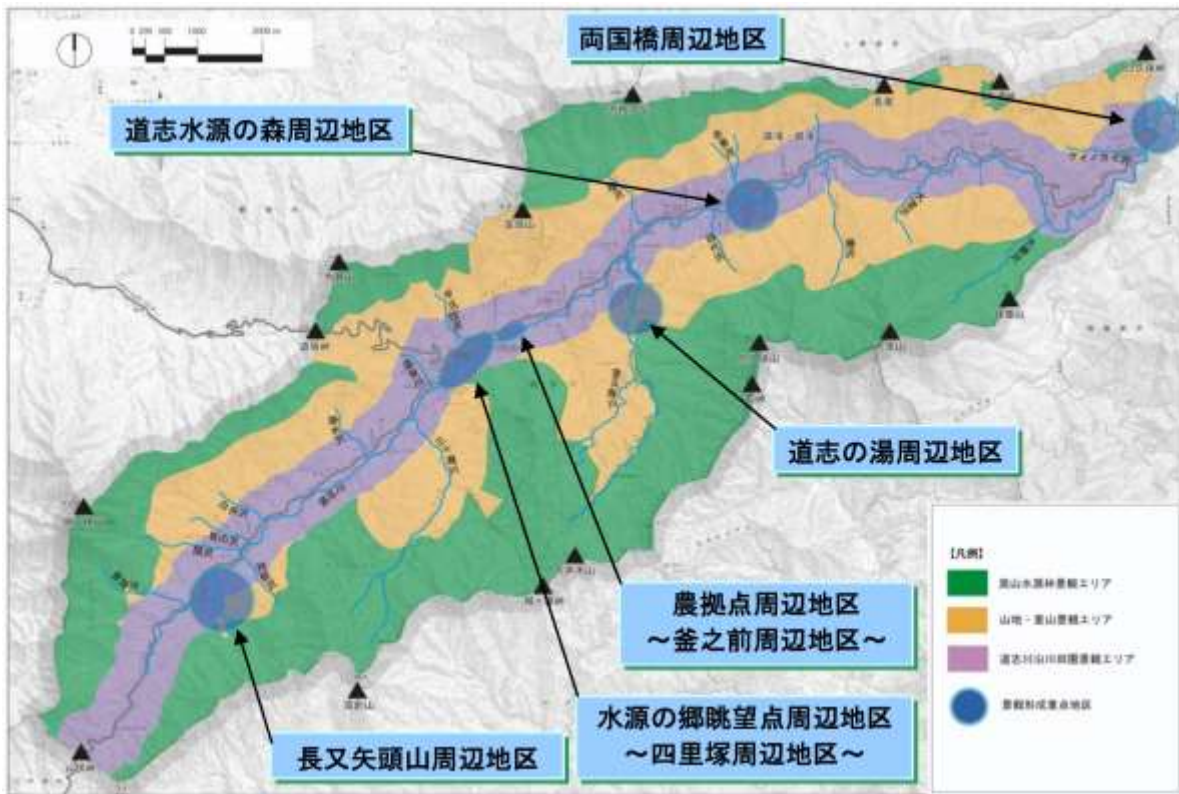
地点名	住所等	理由等
長又矢頭山周辺地区	道志村長又	景観計画で定める重点地区のため http://www.vill.doshi.lg.jp/info/info.php?if_id=463&ca_id=19
水源の郷眺望点周辺地区～四里塚周辺地区～	道志村神地	同上
農拠点周辺地区～釜之前周辺地区～	道志村釜之前	同上
道志の湯周辺地区	道志村西和出村	同上
道志水源の森周辺地区	道志村馬場	同上
両国橋周辺地区	道志村月夜野	同上

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(イ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
国道413号沿道地域	道志村内	景観計画で定める景観公共重要施設のため
主要地方道都留道志線沿道地域	同上	同上

景観計画で定める重点地区等（道志村景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 西桂町

ア 立地を避けるべきエリア

(イ) 自然公園の特別地域及び普通地域

地点名	住所等	理由等
国立公園特別地域	景観計画内P19図面有	自然環境保全上重要な区域であるため。 http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=31421

(カ) 砂防指定地等の災害危険区域

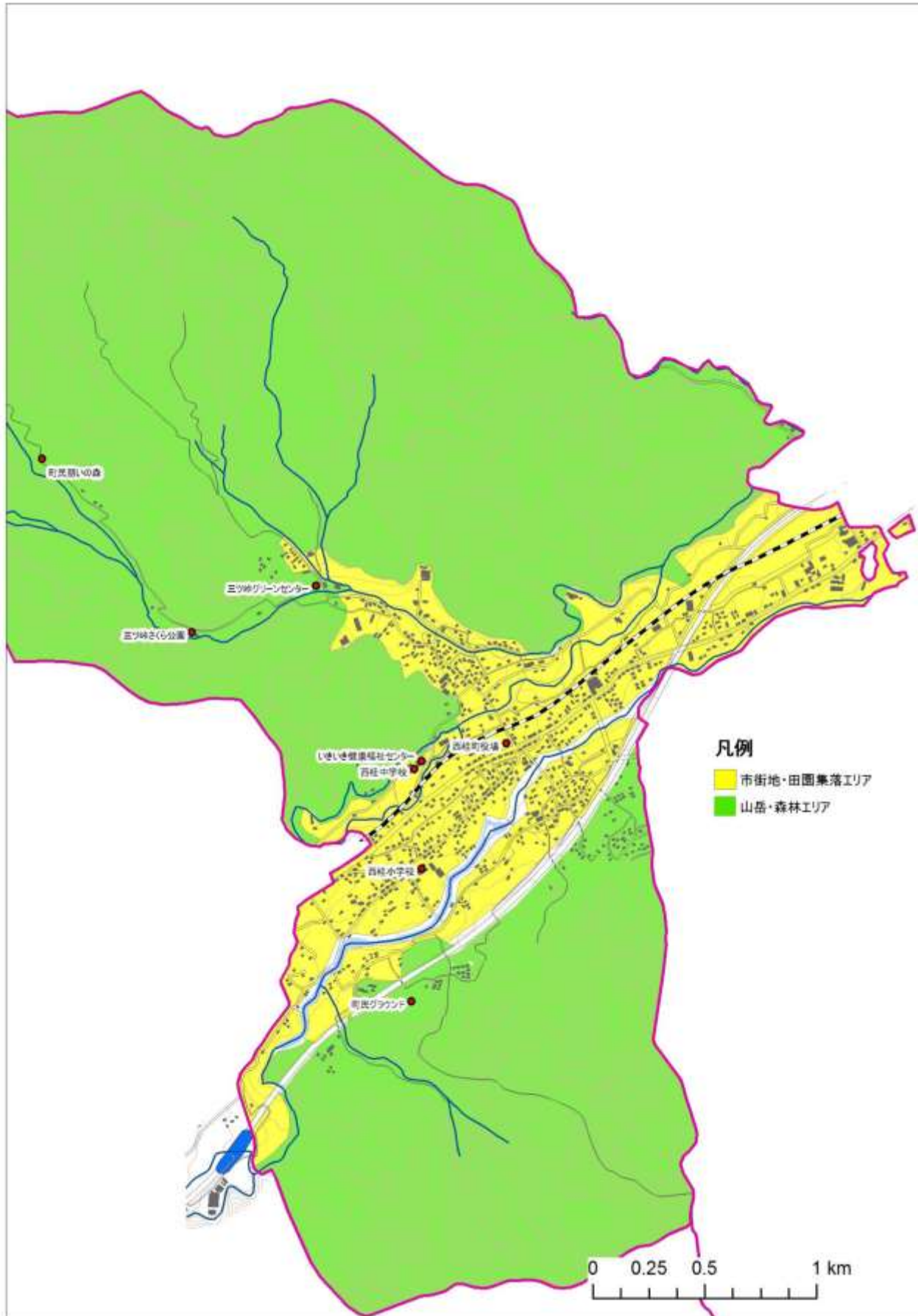
地点名	住所等	理由等
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	西桂町土砂災害ハザード マップ掲載区域	防災上重要な区域であるため。 http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=30407
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	同上	同上

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(ク) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
景観計画における市街地・ 田園集落エリア	景観計画内P26	景観保全上重要な区域であるため。 http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=31421

景観計画で定める景観形成区域（西桂町景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 忍野村

ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 富士山北麓世界遺産景観保全地区

地点名	住所等	理由等
忍野八海周辺	忍野村忍草	世界文化遺産構成資産のため（資料集P56参照）

(イ) 風致地区

地点名	住所等	理由等
忍野村風致地区内	忍野村忍草	風致地区のため

(ロ) 市町村景観計画における重点地区等

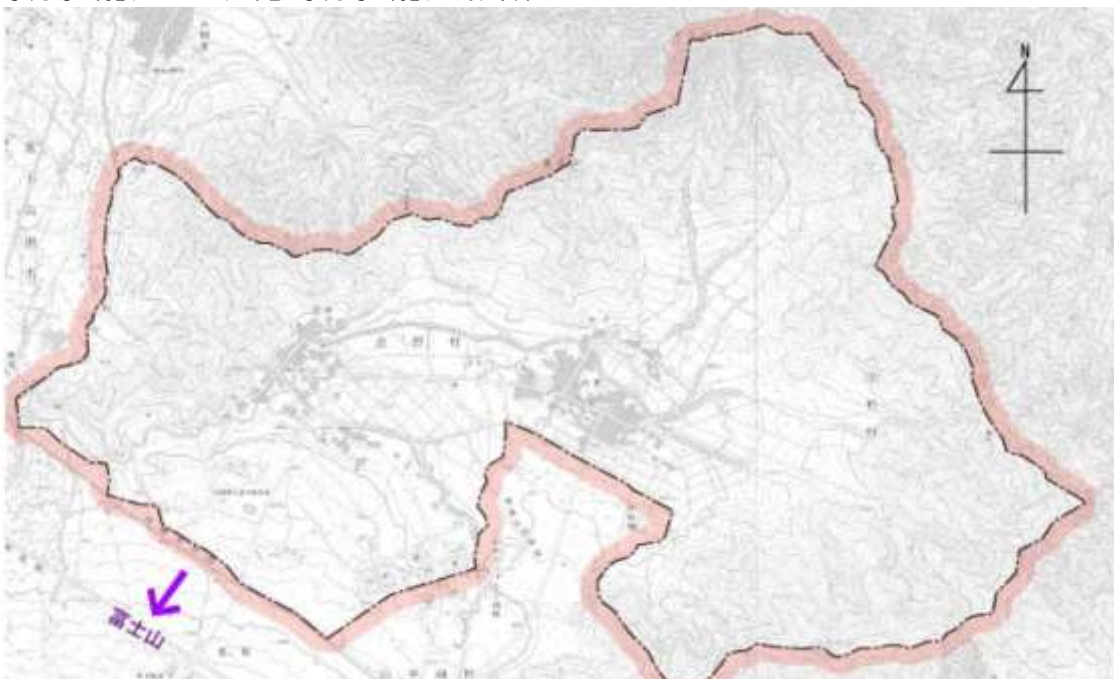
地点名	住所等	理由等
景観形成重点区域	忍野村忍草	地域的に特色ある景観で、良好な景観の形成が特に必要とされる区域のため http://www.vill.oshino.lg.jp/docs/2013022200028/

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(ロ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
村内全域	忍野村	平成13年に忍野村まるごと庭園景観条例を制定し、村全体を自然と調和した美しい忍野庭園として形成・継承するために取り組んできた。現在は景観計画で村全域を景観計画区域に定め、景観形成推進を図っているため。

忍野村景観計画区域（忍野村景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 山中湖村

ア 立地を避けるべきエリア

(ウ) 市町村景観計画における重点地区等

地点名	住所等	理由等
山中湖面及び湖岸地区	湖畔周辺	富士山世界文化遺産の構成資産のため。また山中湖村景観計画において重点地区としているため。 https://www.vill.yamanakako.lg.jp/docs/2013022800167/files/kaitei.pdf
湖畔周遊道路等沿道地区	国道138号、413号、県道山北山中湖線の沿道	山中湖村景観計画において重点地区の候補地としているため。 https://www.vill.yamanakako.lg.jp/docs/2013022800167/files/kaitei.pdf
明神前交差点周辺地区	山中明神前交差点周辺	同上
平野交差点周辺地区	平野交差点周辺	同上
長池親水公園周辺地区	長池親水公園周辺	同上
東部稜線地区	山中湖村平野地区	同上
旭日丘交差点周辺地区	旭日丘交差点周辺	同上

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(ウ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
山中湖村景観計画一般区域内	山中湖村	景観計画区域内であり、また国立公園区域内でもあるため https://www.vill.yamanakako.lg.jp/docs/2013022800167/files/kaitei.pdf

景観計画で定める重点地区等（山中湖村景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 鳴沢村

ア 立地を避けるべきエリア

(ウ) 市町村景観計画における重点地区等

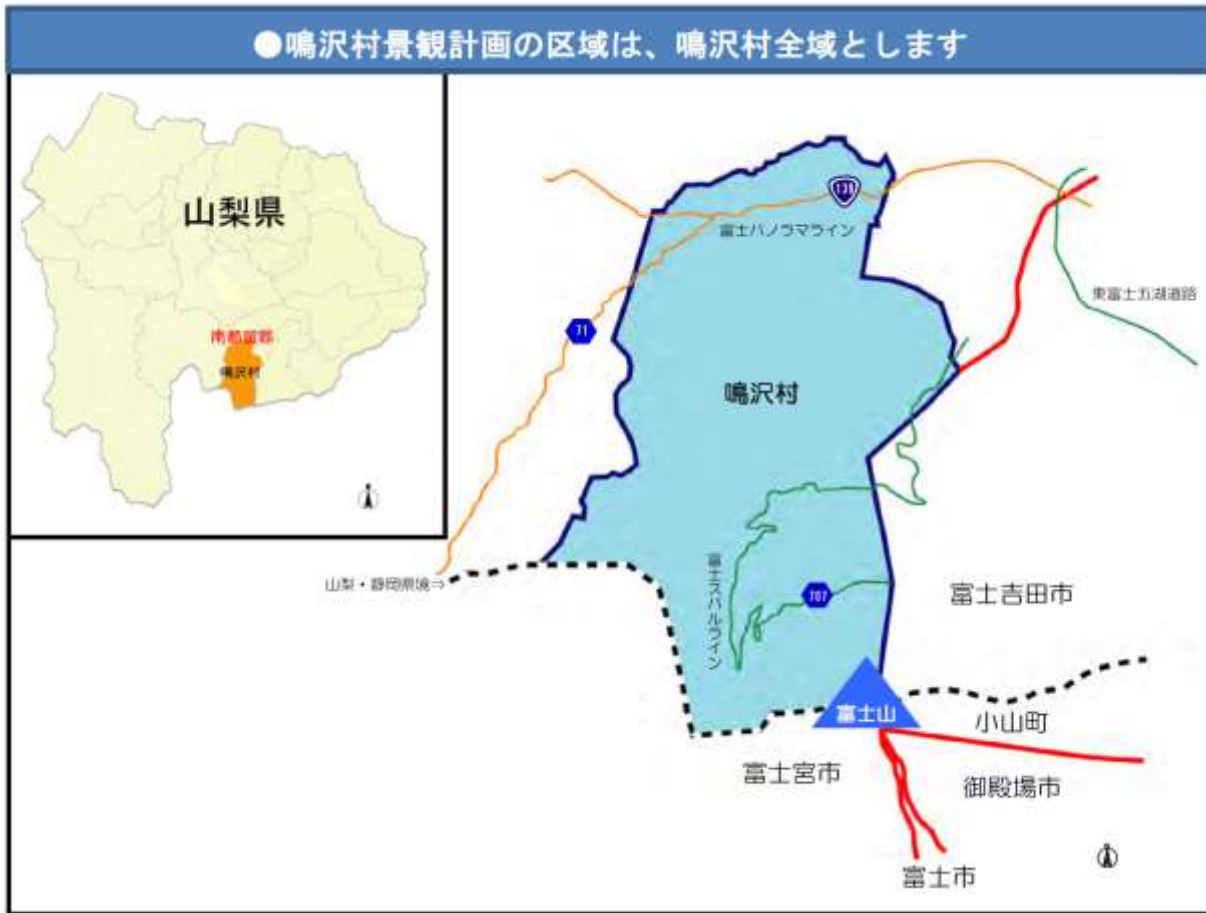
地点名	住所等	理由等
国道139号沿い	鳴沢村内	村景観計画において、景観形成推進ゾーンとなっているため http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=37442

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(ウ) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
県道富士宮鳴沢線沿い	鳴沢村内	鳴沢村太陽光発電施設に関する景観形成基準において、主要な道路に含まれているため
県道鳴沢富士河口湖沿い	同上	同上
鳴沢村生き生き広場周辺	鳴沢村8532-45他	鳴沢村太陽光発電施設に関する景観形成基準において、主要な眺望点に含まれているため
紅葉台・三湖台・五湖台 (足和田山)	鳴沢村内	同上
富士山(御庭・奥庭・御中道)	鳴沢村内	同上
春日神社周辺	鳴沢村202-40周辺	鳴沢村太陽光発電施設に関する景観形成基準の景観形成拠点に位置付けられている施設周辺地域のため
魔王天神社周辺	鳴沢村7585-2周辺	同上
八幡神社周辺	鳴沢村8532-45	同上

鳴沢村景観計画区域（鳴沢村景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 富士河口湖町

ア 立地を避けるべきエリア

(7) 富士山北麓世界遺産景観保全地区

地点名	住所等	理由等
富士御室浅間神社周辺	富士河口湖町勝山	富士山世界文化遺産構成資産（資料集P49参照）
河口浅間神社周辺	富士河口湖町河口	同上
船津胎内樹型周辺	富士河口湖町船津	同上
特別名勝富士山指定地域	富士河口湖町船津ほか	同上
河口湖周辺	富士河口湖町船津ほか	同上
西湖周辺	富士河口湖町西湖ほか	同上
精進湖周辺	富士河口湖町精進	同上
本栖湖周辺	富士河口湖町本栖	同上

(7) 市町村景観計画における重点地区等

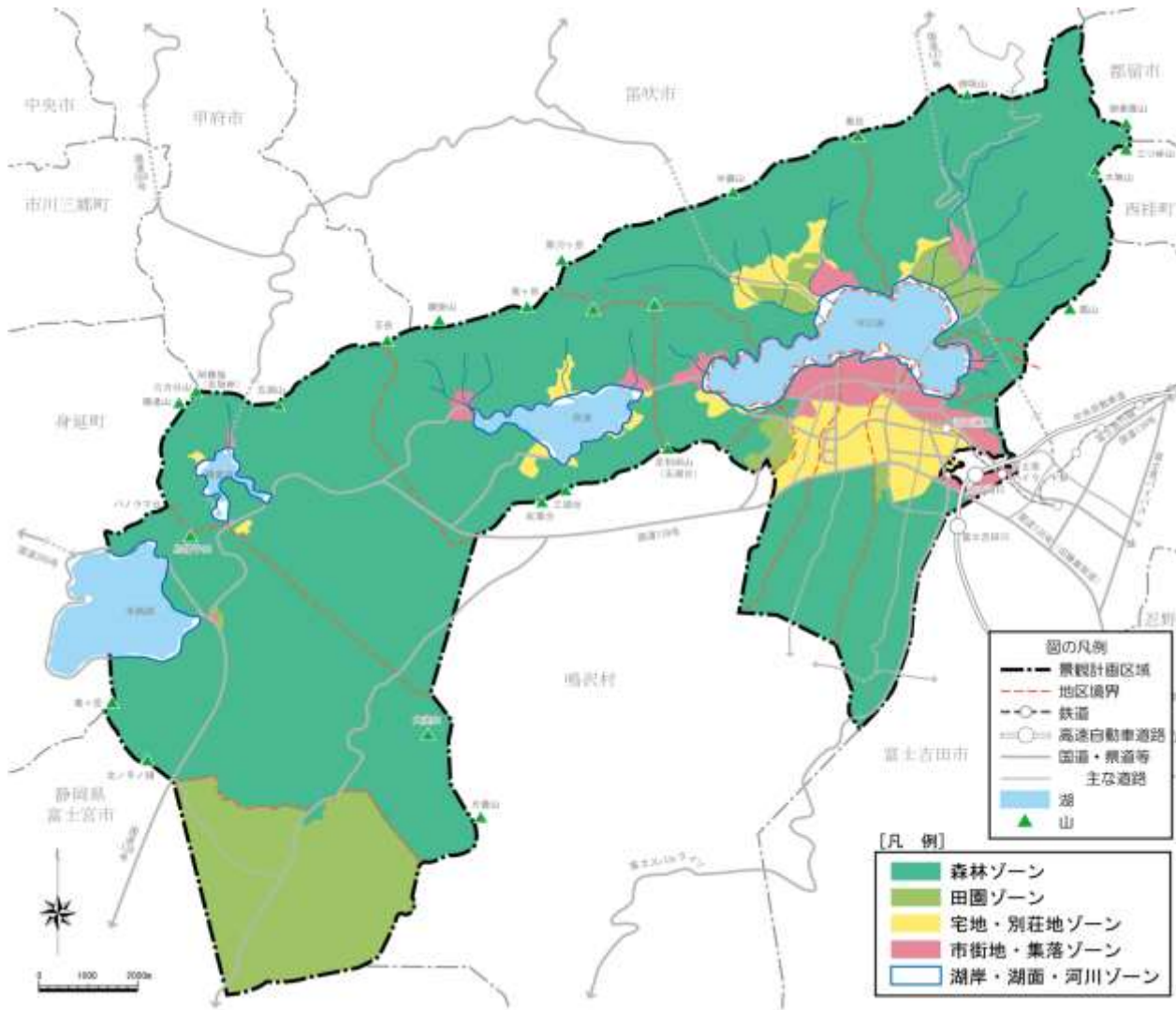
地点名	住所等	理由等
森林ゾーン	景観計画P59参照	町景観計画において、保全すべき森林ゾーンに指定されており且つ自然公園区域内であるため 世界文化遺産「富士山」眺望点からの重要な景観を構成するため https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/info/info.php?if_id=2322&ca_id=14

イ 立地に慎重な検討が必要なエリア

(7) 市町村景観計画の景観形成拠点等

地点名	住所等	理由等
田園ゾーン	景観計画P59参照	町景観計画において、田園ゾーンに指定されており且つ自然公園区域内であるため 世界文化遺産「富士山」眺望点からの重要な景観を構成するため
宅地・別荘地ゾーン	同上	町景観計画において、宅地・別荘地ゾーンに指定されており且つ自然公園区域内であるため 世界文化遺産「富士山」眺望点からの重要な景観を構成するため
市街地・集落ゾーン	同上	町景観計画において、市街地・集落ゾーンに指定されており且つ自然公園区域内であるため 世界文化遺産「富士山」眺望点からの重要な景観を構成するため

景観ゾーン区分図（富士河口湖町景観計画抜粋）



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 小菅村

ア 立地を避けるべきエリア

(カ) 農用地区域等

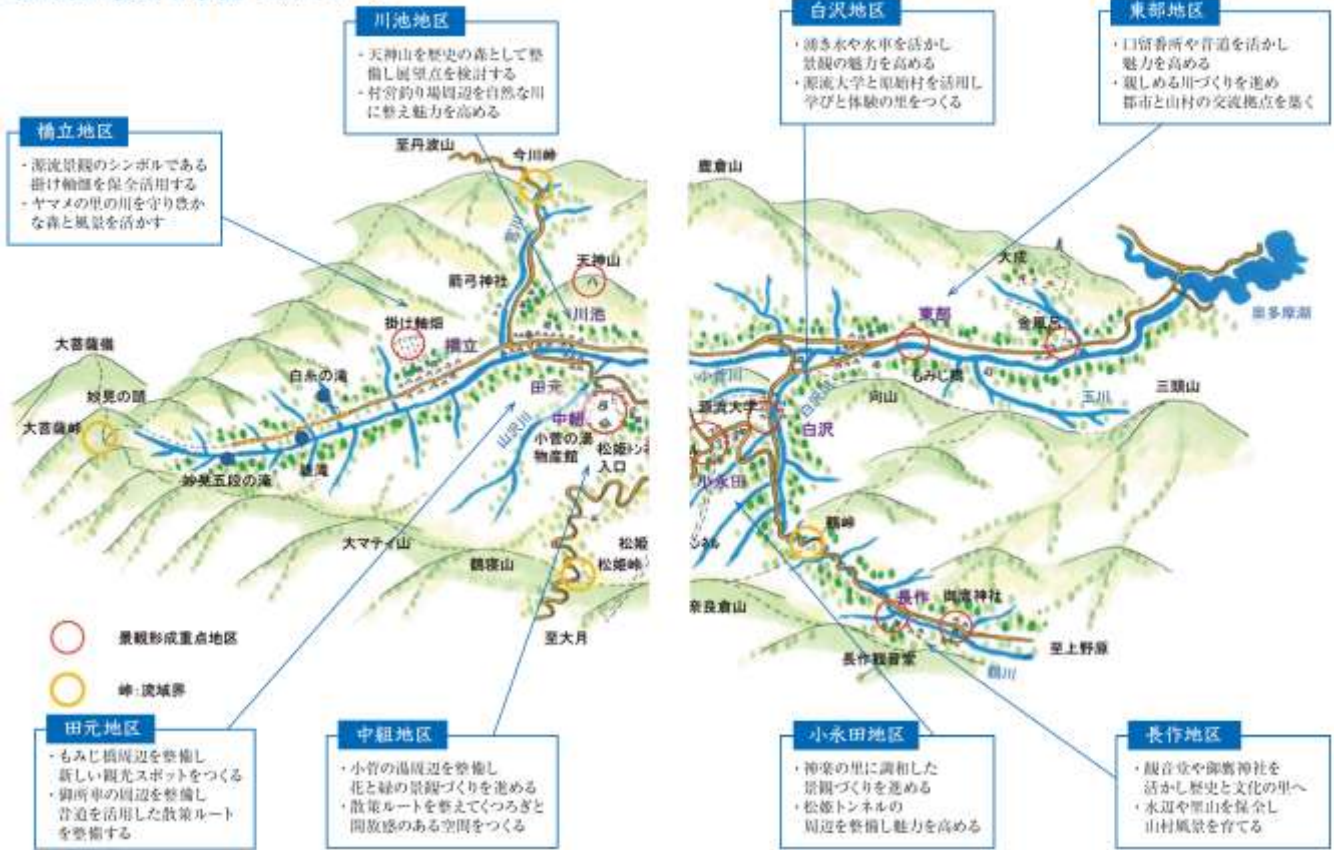
地点名	住所等	理由等
橋立地区 掛け軸畑周辺	小菅村橋立地内	長年、耕作されている畑を保全する

(ク) 市町村景観計画における重点地区等

地点名	住所等	理由等
川池地区 天神山を中心とした一帯	小菅村川池地内	小菅村景観形成重点地区に指定されているため http://www.vill.kosuge.yamanashi.jp/administration/promotion/2015/01/post-10.php
田元地区 もみじ橋・御所車周辺	小菅村田元地内	同上
中組地区 小菅の湯周辺	小菅村中組地内	同上
小永田地区 松姫トンネル入り口周辺	小菅村小永田地内	同上
白沢地区 源流大学周辺	小菅村白沢地内	同上
東部地区 玄関口として金風呂周辺	小菅村東部地内	同上
長作地区 観音堂、御鷹神社周辺	小菅村長作地内	同上
中組地区 山沢入りのヤマグルマ	小菅村 山沢	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の景観上の特徴を構成しているため • 地域住民に親しまれ地域のシンボルになっているため • 神社の緑の重要な景観を構成しているため • 歴史的文化的に見て価値の高い樹木であるため • 小菅村景観重要樹木の指定候補のため
小永田地区 熊野神社のコナラ	小菅村 小永田	
東部地区 御嶽神社のケヤキ	小菅村 余沢	
東部地区 小森神社の杉	小菅村 大成	
長作地区 御鷹の森	小菅村 森の上	

小菅村景観計画区域（小菅村景観計画抜粋）

各地区の良好な景観づくりイメージ



市町村別「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」

※ ガイドラインで定める「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」のうち、市町村が特に重要な地域・地点として指定したものは次のとおりです。

市町村名 丹波山村

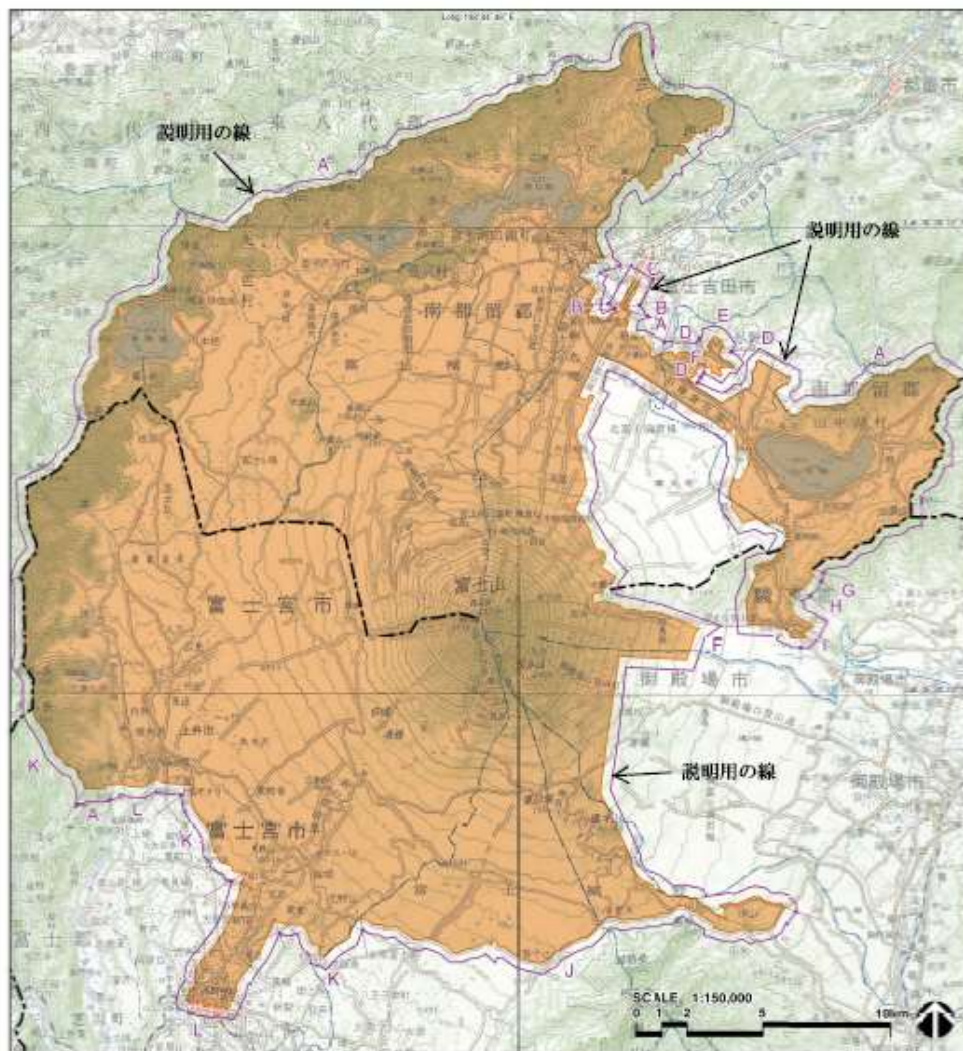
ア 立地を避けるべきエリア

(ア) 砂防指定地等の災害危険区域

地点名	住所等	理由等
15度以上の傾斜地域	丹波山村全域	土砂流出、土砂災害の恐れが大きいため。

2 (1) 立地を避けるべきエリア ①富士山景観保全配慮地区関連

富士山景観保全配慮地区



区域線	
A	自然保護法(昭和32年法律第84号)第5条第1項の規定により指定された国立公園の区域の境界
B	道路(一般国道138号及び一般国道139号)の区域の境界(道路敷を含む。)
C	富士吉田市富士山世界遺産条例(平成20年富士吉田市条例第39号)第9条第4項の規定により指定された富士山世界遺産保全地域の境界
D	都市計画法(昭和31年法律第100号)第8条第1項第2号の規定により指定された風致地区の境界
E	山村景観条例(平成23年志野村条例第11号)第3条第2項の規定により指定された志野地区水辺景観形成地区(南都留郡志野村大字志野字上屋敷、宿屋敷、下屋敷、66層型、嶺山及び嶺の未採の各区域のものに限る。)の境界
F	北富士駅周辺、北富士調音場又は東富士演習場の敷地の境界
G	道路(林道)の区域の境界(道路敷を含む。)
H	山積線
I	道路(町道)の区域の境界(道路敷を含む。)
J	道路(一般国道309号)の区域の境界(道路敷を除く。)
K	富士市富士山景観条例(平成21年富士市条例第29号)第10条の規定により指定された富士山等景観保全地域の境界
L	特別用途地区条例(昭和49年静岡県条例第16号)第2条に規定する特別用途地域の境界

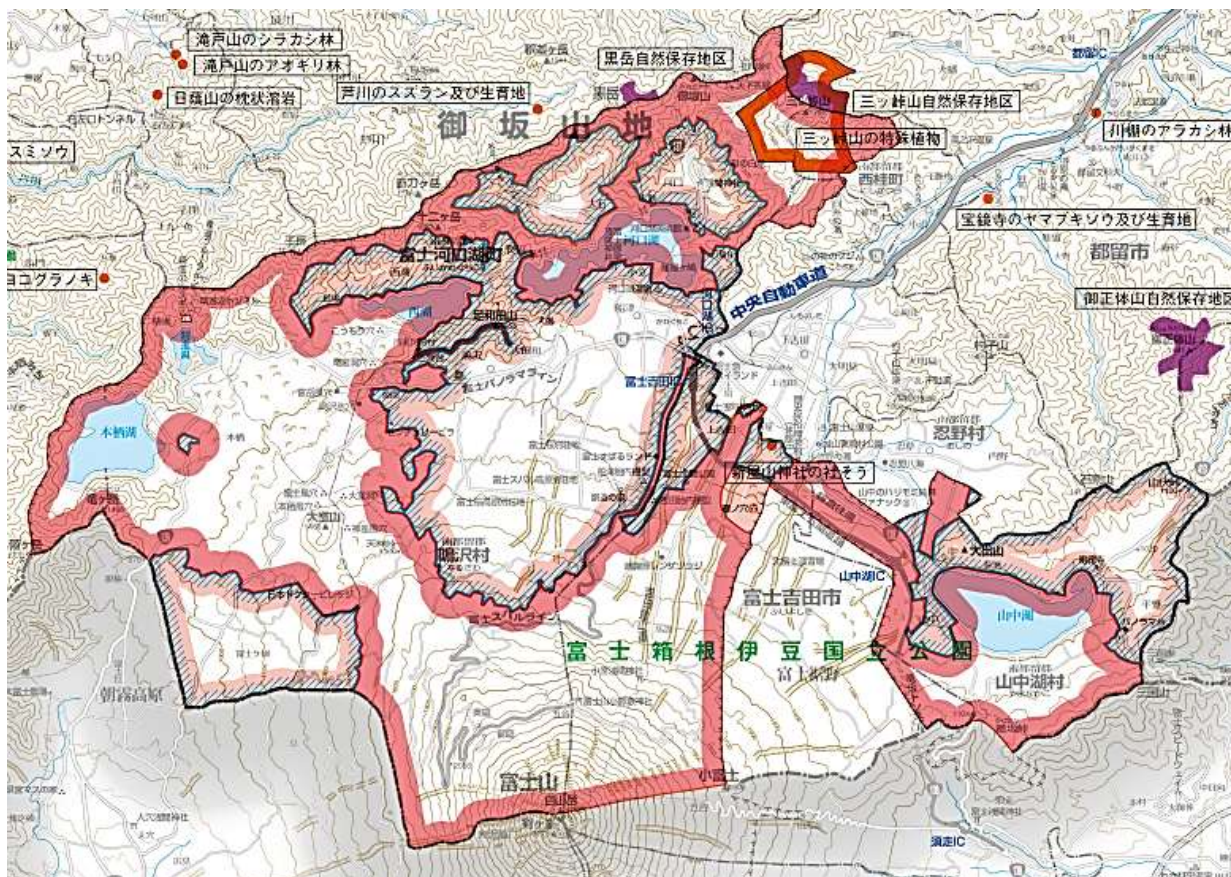
(注) 富士山景観配慮地区の指定をしようとする区域は、茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち山梨県の区域に属する区域である。茶色で着色された部分の周囲の実線は、説明用の線であり、指定に係る区域の外周線がこの図面の下の表に掲げるAからLまでのいずれに該当するのを示すものである。

関連HP：

https://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/201601/documents/fujisankeikannha_iryojourei.html

2 (1) 立地を避けるべきエリア ②富士山北麓世界遺産景観保全地区 関連

富士山北麓世界遺産景観保全地区



自然公園	
	国立公園(特別地域)
	国立公園(普通地域)
	国定公園(特別地域)
	県立自然公園(特別地域)
	県立自然公園(普通地域)
自然環境保全地区等	
	自然保存地区
	景観保存地区
	歴史景観保全地区
	自然活用地区
	世界遺産景観保全地区
	自然記念物

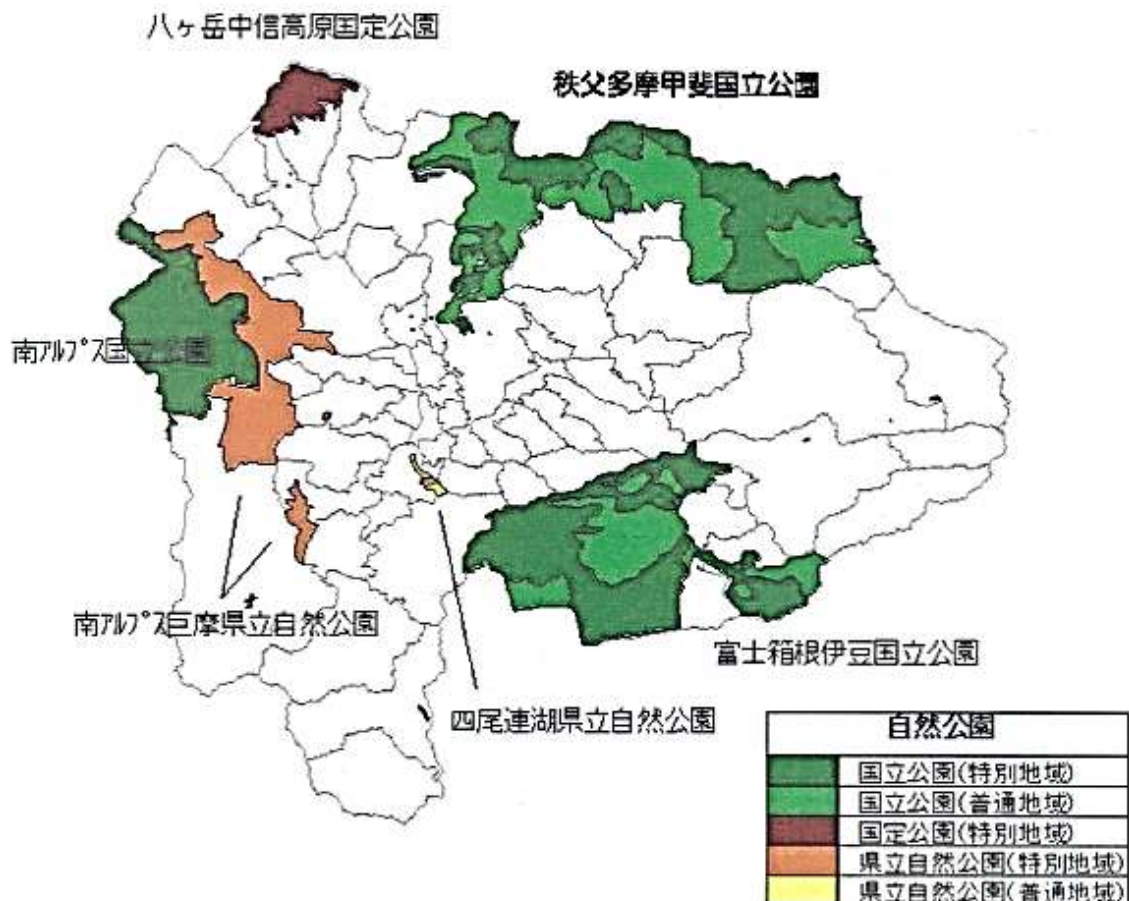
※

※ 地図上に青色斜線で示したエリアが、富士山北麓世界遺産景観保全地区です。
詳細は関連HPをご覧ください。

関連HP：https://www.pref.yamanashi.jp/midori/sekaisankeikanhozentiku_.html

2 (1) 立地を避けるべきエリア ③自然公園の特別地域及び普通地域 関連

山梨県の自然公園



※ 地図上に色で示した箇所が、自然公園です。詳細については、事業地管轄の林務環境事務所に直接お問い合わせください。

※ お問い合わせ先一覧（各林務環境事務所）：

林務環境事務所名	所管市町村	電話番号
中北林務環境事務所 森づくり推進課	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北社市、甲斐市、中央市、昭和町	0551-23-3089
峡東林務環境事務所 森づくり推進課	山梨市、笛吹市、甲州市	0553-20-2722
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	055-240-4168
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	0554-45-7813

関連HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/midori/77996948404.html>
<https://www.pref.yamanashi.jp/midori/95687071687.html>

2(1) 立地を避けるべきエリア ④自然環境保全地区及び自然記念物 関連

山梨県自然環境保全地区・自然記念物



1	小金沢山	17	寶門峯
2	小金沢土崖	18	戸川溪谷
3	滝子山	19	高窪湖
4	三ツ峠山	20	保川溪谷
5	御正体山	21	早川溪谷
6	七里ヶ峯	22	富士川溪谷
7	黒岳	23	観音峠茅ヶ岳
8	七面山	24	紅葉磯
9	爪ヶ岳	25	ハヶ岳川俣
10	藤井山	26	塩の山
11	大岩山	27	岩殿山
12	大平	28	白山城
13	清水谷	29	山梨岡
14	小金沢溪谷	30	谷戸城
15	小岩山	31	富士山北麓
16	大滝不動尊	32	乙女高原

①	新羅山神社の社そう
②	三羅のレンゲツツジ及び生育地
③	竹森のザゼンソウ
④	穂積塚のオオバボダイジュ、モイワボダイジュ、ハルニシ及び生育地
⑤	三ツ峠山の特殊植物
⑥	川瀬のアラカシ林
⑦	宮崎寺のヤマブキソウ及び生育地
⑧	宮敷山のモミ林
⑨	滝子山のアオギリ林
⑩	滝子山のシラカシ林
⑪	青川のスズラン及び生育地
⑫	相模のミスソウ
⑬	水堂神社のスギ林
⑭	早川橋のモウゲンジロ
⑮	七面山のごようつツジ
⑯	一宮菅野神社のサカキ林

⑰	佐野の櫻帯林
⑱	四蔵跡のカギタアオイ及びリンボク
⑲	西市森の櫻帯林
⑳	富士川のサツキ及びシラン
㉑	金山沢のバシドイ林
㉒	木崎平のエンリンドウ
㉓	石蔵神社のアカツギ木
㉔	大室のカワノリ(公有土地水面 350m)
㉕	石倉のカタヒバ
㉖	宮城山のシイ及びウラジロ
㉗	反木川上流のヨコグラノキ
㉘	棚形山アヤマ平及び棚山のアヤマ群落
㉙	新代川上流のハコネサンショウウオ及び生育地
㉚	日野のオナラサキ及び生育地
㉛	大島の灰黒石
㉜	坂丘の千夏岩
㉝	菅原丘陵の植物化石及び陸産化石
㉞	白羅山の状況滑岩
㉟	小原島の頁化石
㊱	上佐野の造碑石
㊲	ホツチ峠のマンジュウ石
㊳	小根の種乳洞

※ 地図上に色で示した箇所が、自然環境保全地区及び自然記念物です。詳細については、事業地管轄の林務環境事務所に直接お問い合わせください。

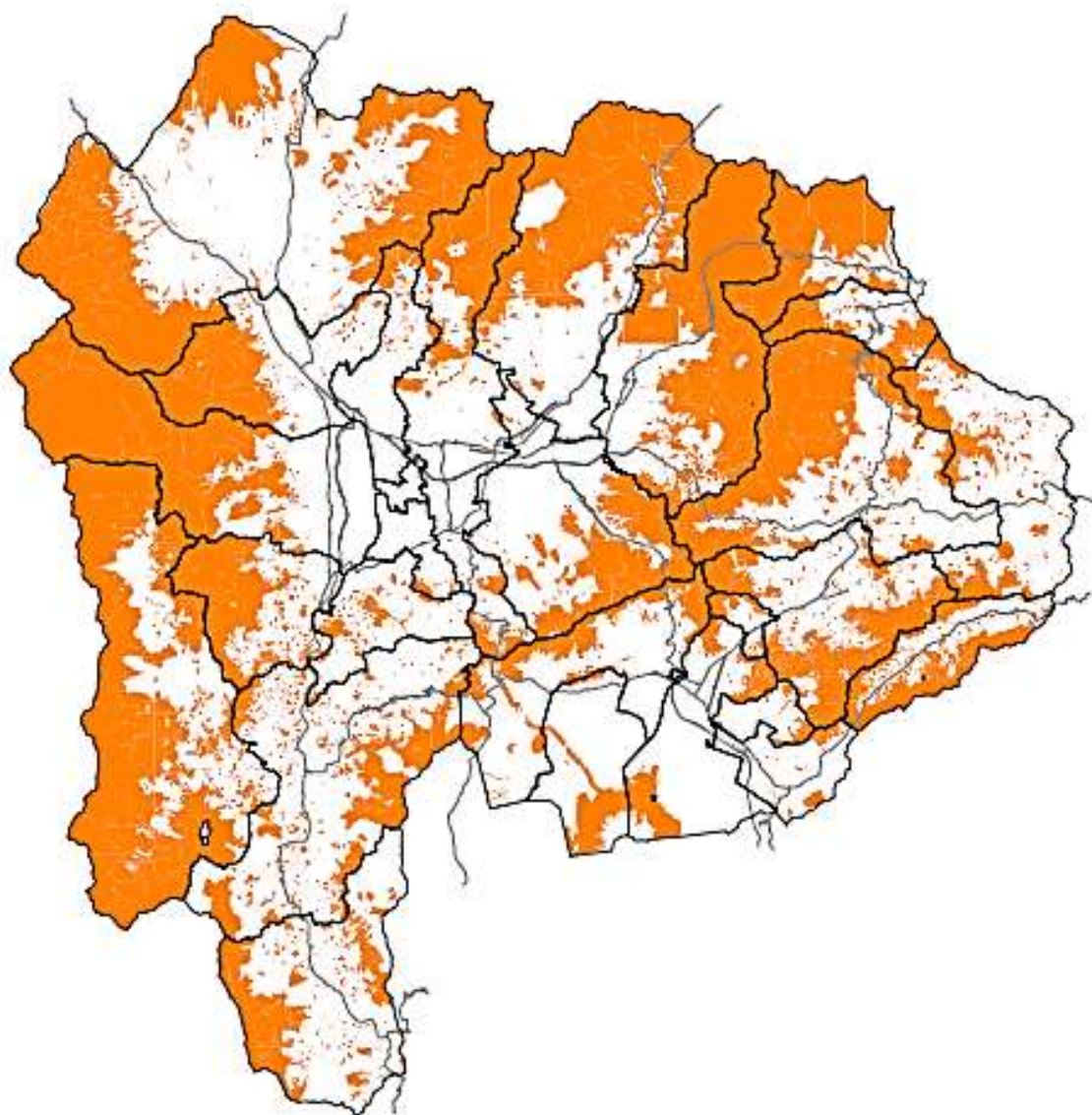
※ お問い合わせ先一覧（各林務環境事務所）：

林務環境事務所名	所管市町村	電話番号
中北林務環境事務所 森づくり推進課	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	0551-23-3089
峡東林務環境事務所 森づくり推進課	山梨市、笛吹市、甲州市	0553-20-2722
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	055-240-4168
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	0554-45-7813

関連HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/midori/shizenkankyuhozentiku.html>

2 (1) 立地を避けるべきエリア ⑤保安林 関連

保安林



※ 地図上に色で示した箇所が、保安林です。詳細については、事業地管轄の林務環境事務所に直接お問い合わせください。

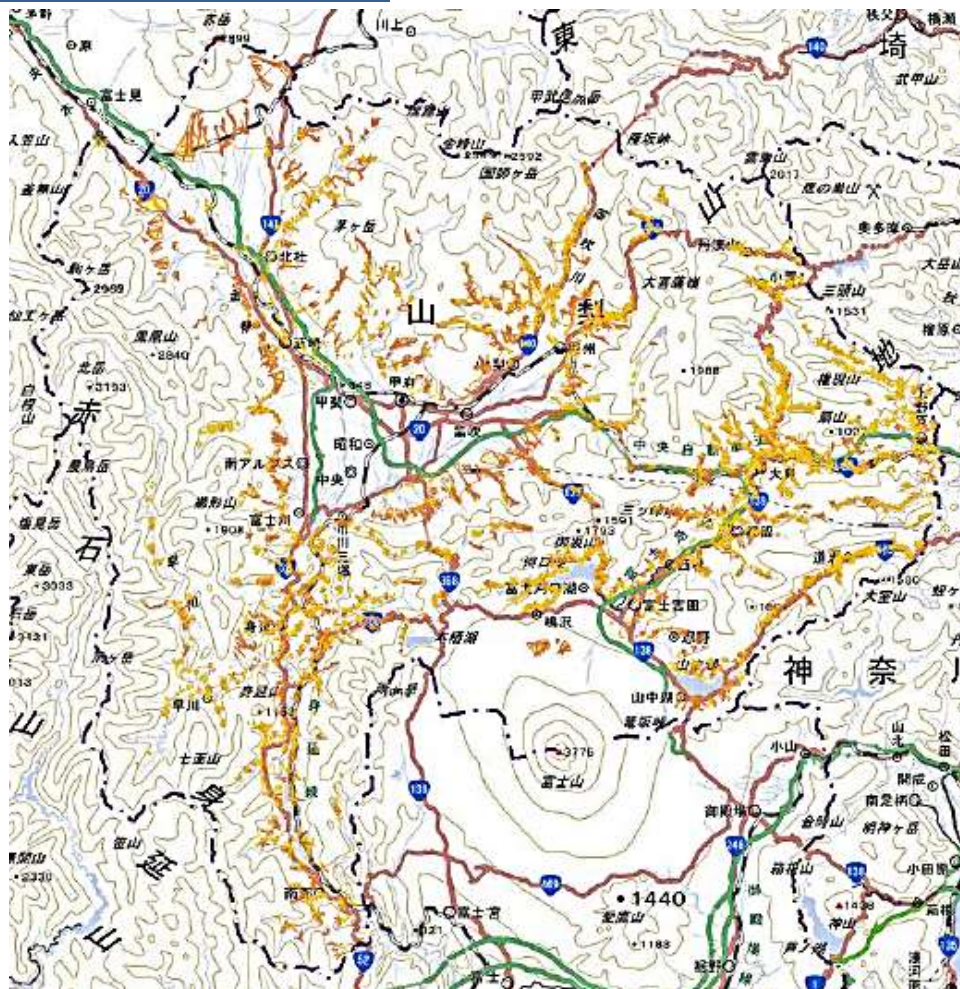
※ お問い合わせ先一覧（各林務環境事務所）：

林務環境事務所名	所管市町村名	電話番号
中北林務環境事務所 森づくり推進課	甲府市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	0551-23-3088
峡東林務環境事務所 森づくり推進課	山梨市、笛吹市、甲州市	0553-20-2721
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	055-240-4167
富士東部林務環境事務所 森づくり推進課	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	0554-45-7812

関連HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/chisan/03428975655.html>

2 (1) 立地を避けるべきエリア ⑥砂防指定地等の災害危険区域 関連

山梨県土砂災害警戒区域図



※ 地図上に黄色で示した箇所が、土砂災害警戒区域です。砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の詳細については、事業地管轄の建設事務所に直接お問い合わせください。

※ 土砂災害警戒区域等は市町村の土砂災害ハザードマップ等で示されています。詳細は事業地の市町村防災担当部署に直接お問い合わせください。

※ お問い合わせ先一覧（各建設事務所）

建設事務所名	所管市町村	電話番号
中北建設事務所 河川砂防管理課	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	055-224-1664
中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課	韮崎市、北杜市	0551-23-3062
峡東建設事務所 河川砂防管理課	山梨市、富士吉田市、甲州市	0553-20-2712
峡南建設事務所 河川砂防管理課	市川三郷町、身延町(旧下郡町、旧中宮町)、富士川町	055-240-4122
峡南建設事務所 身延河川砂防管理課	早川町、身延町(旧身延町)、南都町、南アルプス市の一部	0556-62-9062
富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	0554-22-7819
富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課	富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鴨沢村、富士河口湖町	0555-24-9045

関連HP：
https://www.pref.yamanashi.jp/sabo/114_027.html
https://www.pref.yamanashi.jp/sabo/114_028.html
https://www.pref.yamanashi.jp/sabo/114_021.html
https://www.pref.yamanashi.jp/sabo/114_022.html

【資料7】

2（1）立地を避けるべきエリア⑦農用地区域等 関連

農用地区域等

関連HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/noson-sink/nousin.html>
<https://www.pref.yamanashi.jp/noson-sink/genkakuka.html>

※ 詳細は事業地の市町村農政担当部署に直接お問い合わせください。

【資料8】

2（1）立地を避けるべきエリア⑧風致地区 関連

風致地区

関連HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/kaihatsu/huuchi.html>

※ 詳細は事業地の市町村都市計画担当部署に直接お問い合わせください。

【資料9】

2（1）立地を避けるべきエリア⑨文化財指定エリア 関連

文化財指定エリア

関連HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/gakujutu/bunkazaihogo/yamanashikennobunkazai.html>

※ 詳細は県教育委員会学術文化財課、事業地の市町村教育委員会に直接お問い合わせください。

【資料10】

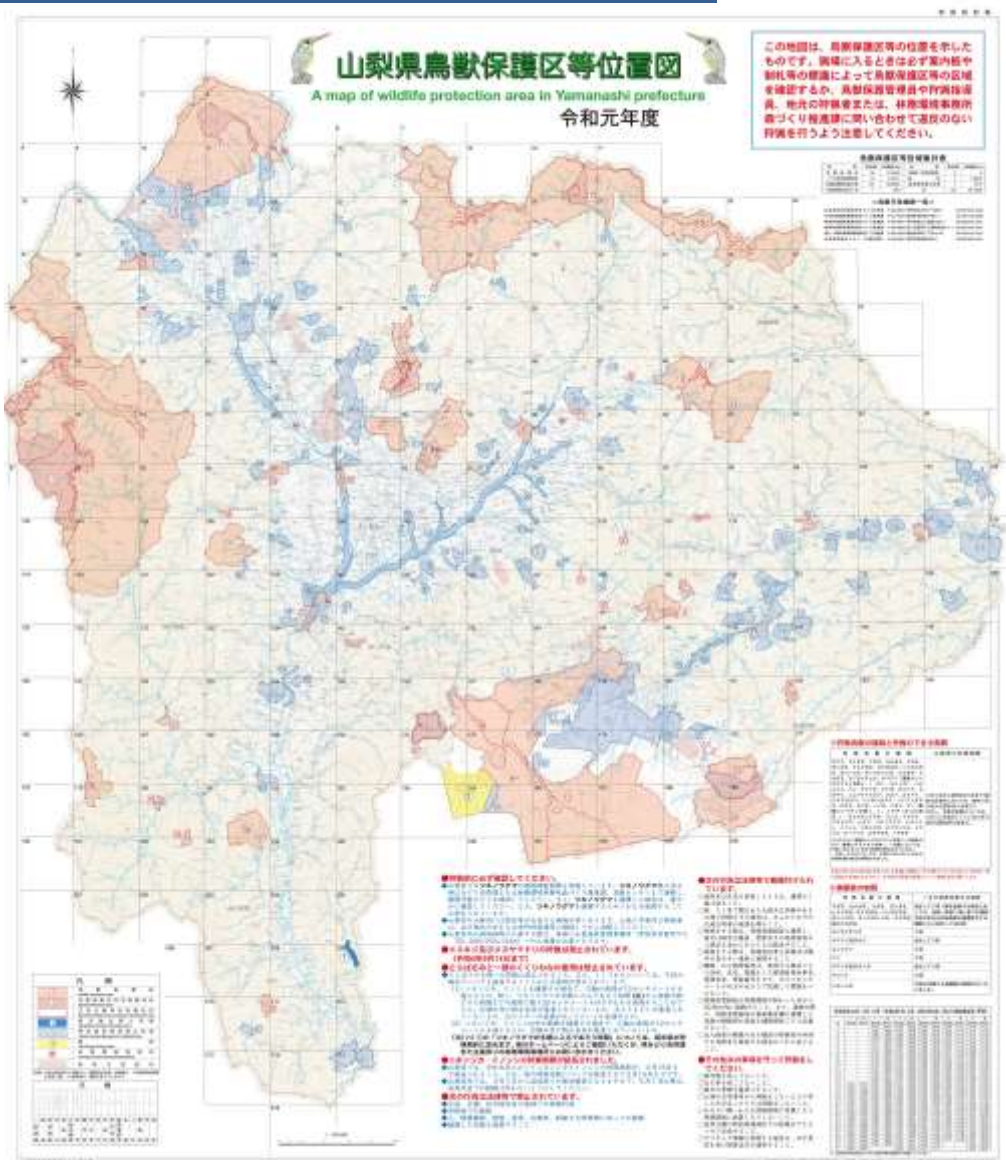
2（1）立地を避けるべきエリア⑩市町村景観計画における重点地区等 関連

市町村景観計画における重点地区等

※ 詳細は事業地の市町村景観担当部署に直接お問い合わせください。

2 (1) 立地を避けるべきエリア ①その他立地を避けるべきエリア 関連

その他立地を避けるべきエリア（鳥獣保護区等）



※ 地図上に赤色（網掛）で示した箇所が、鳥獣保護区特別保護地区です。詳細については、事業地管轄の林務環境事務所に直接お問い合わせください。

詳細は関連HPをご覧ください。

※ お問い合わせ先一覧（各林務環境事務所）：

林務環境事務所名	所管市町村	電話番号
中北林務環境事務所 森づくり推進課	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	0551-23-3088
峡東林務環境事務所 森づくり推進課	山梨市、笛吹市、甲州市	0553-20-2721
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	055-240-4167
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	富士吉田市、都留市、大月市、上野原町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	0554-45-7884

関連HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/midori/23huntermap2.html>
<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html>

2(2) 立地に慎重な検討が必要なエリア ①災害のリスクが高いエリア 関連

山梨県土砂災害危険箇所図



※ 地図上に黒及び黄色で示した箇所が、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）です。詳細については、事業地管轄の建設事務所に直接お問い合わせください。

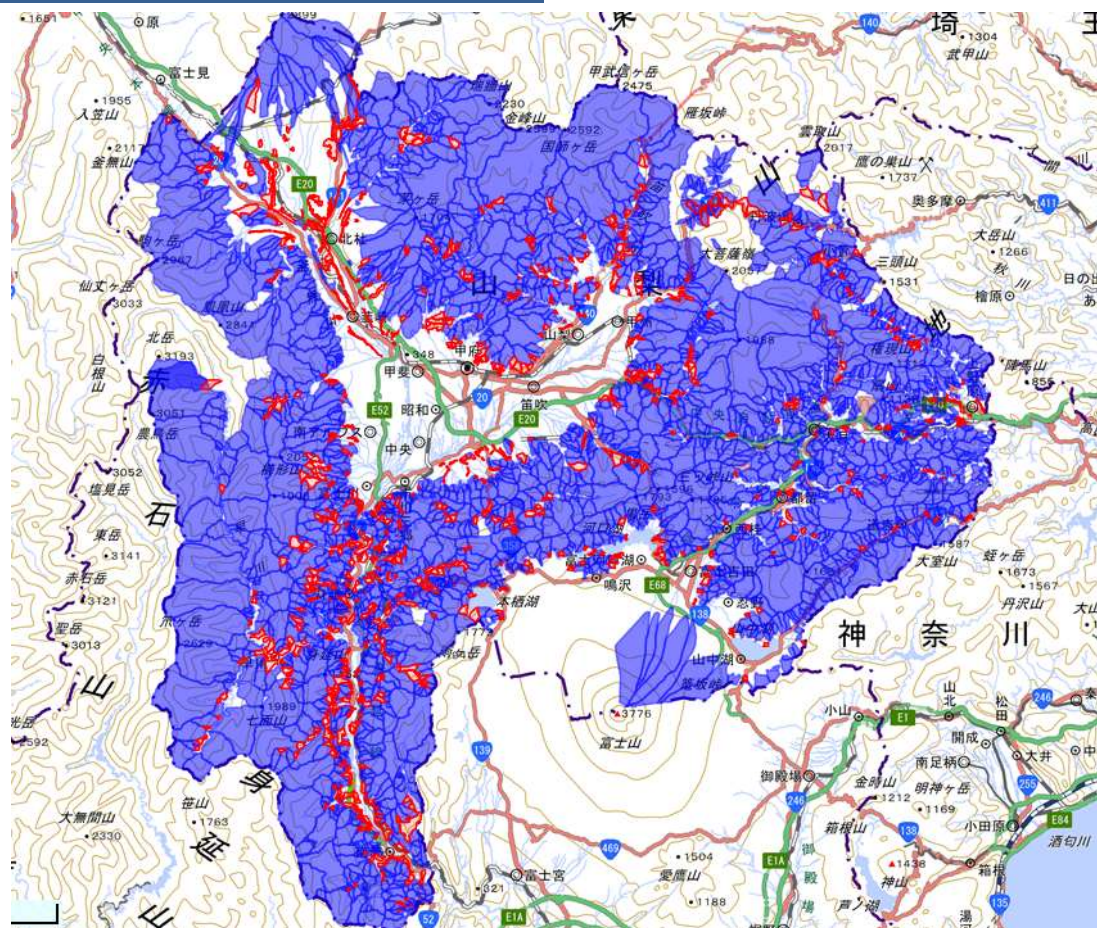
※ お問い合わせ先一覧（各建設事務所）掲載ページ

建設事務所名	所管市町村	電話番号
中北建設事務所 河川砂防管理課	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	055-224-1664
中北建設事務所 城北支所 河川砂防管理課	韮崎市、北杜市	0551-23-3062
県東建設事務所 河川砂防管理課	山梨市、韮崎市、甲州市	0553-20-2712
県南建設事務所 河川砂防管理課	市川三郷町、身延町(旧下館町、旧中富町)、富士川町	055-240-4122
県南建設事務所 身延河川砂防管理課	早川町、身延町(旧身延町)、南都町、南アルプス市の一部	0556-62-9062
富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	0554-22-7819
富士・東部建設事務所 古田支所 河川砂防管理課	富士古田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、噴沢村、富士河口湖町	0555-24-9045

関連HP：https://www.pref.yamanashi.jp/sabo/114_007.html

2 (2) 立地に慎重な検討が必要なエリア ①災害のリスクが高いエリア 関連

山梨県山地災害危険地区



<凡例>

- ・山腹崩壊危険地区
- ・崩壊土砂流出危険地区
- ・地すべり危険地区

※ 地図上に色で示した箇所が、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）です。詳細については、事業地管轄の林務環境事務所に直接お問い合わせください。

※ お問い合わせ先一覧（各林務環境事務所）：

林務環境事務所名	所管市町村	電話番号
中北林務環境事務所 治山林道課	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	0551-23-3095
峡東林務環境事務所 治山林道課	山梨市、笛吹市、甲州市	0553-20-2726
峡南林務環境事務所 治山林道課	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	055-240-4147
富士・東部林務環境事務所 治山林道課	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	0554-45-7818,7892

関連HP：<http://www.pref.yamanashi.jp/kikenchi/>

2(2) 立地に慎重な検討が必要なエリア ②地域森林計画対象民有林 関連

地域森林計画対象民有林



※ 地図上に緑色で示した箇所が、地域森林計画対象民有林です。詳細については、事業地管轄の林務環境事務所に直接お問い合わせください。

※ お問い合わせ先一覧（各林務環境事務所）

林務環境事務所名	所管市町村	電話番号
中北林務環境事務所 森づくり推進課	甲府市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	0551-23-3089
峡東林務環境事務所 森づくり推進課	山梨市、笛吹市、甲州市	0553-20-2722
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	055-240-4168
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	0554-45-7813

関連HP：https://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-sb/chiki_shinrin.html

【資料15】

2（2）立地に慎重な検討が必要なエリア③市町村景観計画の景観形成拠点 関連

市町村景観計画の景観形成拠点

※ 詳細は事業地の市町村景観担当部署に直接お問い合わせください。

【資料16】

2（2）立地に慎重な検討が必要なエリア④重要な観光施設等に近接するエリア 関連

重要な観光施設等に近接するエリア

※ 詳細は事業地の市町村観光担当部署に直接お問い合わせください。

【資料17】

2（2）立地に慎重な検討が必要なエリア⑤埋蔵文化財包蔵地 関連

埋蔵文化財包蔵地

関連HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/gakujutu/index.html>

※ 詳細は県教育委員会学術文化財課、事業地の市町村教育委員会に直接お問い合わせください。

大規模太陽光発電事業等の関連法令(土地利用・環境関連)

【注意事項】 事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。また、市町村によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので各市町村に確認してください。

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
1	国土利用計画法	土地売買等の契約を締結した場合で次のもの ・市街化区域 … 2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域 … 5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域 … 10,000㎡以上 ※個々の契約の面積が上記未満であっても、複数の契約により権利を取得する土地の面積の合計が上記以上となる場合を含みます。	土地の権利取得者が契約締結日を含めて2週間以内に届出	山梨県総合政策部 地域創生・人口対策課 土地利用調整担当 055-223-1845	県内	各市町村 国土利用計画法担当課	
2	山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例	○太陽光発電施設の新設に際し、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が、知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるもの。 ○太陽光発電施設の増築に際し、知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるもの増築(増築後において、その同一敷地内の水平投影面積の和が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるものとなる場合における増築を含む。)	届出	山梨県県民生活部 世界遺産富士山課 保全管理担当 055-223-1330	富士山景観配慮地区(世界遺産富士山の構成資産及び緩衝地帯のうち、山梨県の区域に属する区域)内で行われるの対象事業に適用	山梨県県民生活部 世界遺産富士山課 保全管理担当	055-223-1330
3	山梨県環境影響評価条例	施工区域面積(保存緑地、進入路等を含む)が15ha以上の事業を行うおとする場合	環境影響評価手続の実施	山梨県 森林環境部 大気水質保全課 環境影響評価担当 055-223-1513	県内	森林環境部 大気水質保全課 環境影響評価担当	055-223-1513
4	土壌汚染対策法	3,000m ² 以上の土地の掘削その他の土地の形質変更	届出	山梨県森林環境部 大気水質保全課 水質担当 055-223-1511	甲府市 甲府市を除く県内	甲府市担当課(環境保全課) 森林環境部 大気水質保全課 水質担当	055-241-4312 055-223-1511
5	自然公園法	国立公園及び国定公園内で工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可・届出	山梨県森林環境部 みどり自然課 自然公園担当 055-223-1522	[秩父多摩甲斐国立公園] 甲州市、山梨市 [秩父多摩甲斐国立公園] 丹波山村、小菅村 [秩父多摩甲斐国立公園] 甲府市、甲斐市、北州市 [ハヶ岳中信高原国定公園] 北州市 [南アルプス国立公園] 韭崎市、南アルプス市、北州市 [南アルプス国立公園] 早川町 [富士箱根伊豆国立公園] 身延町 [富士箱根伊豆国立公園] 富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	峡東林務環境事務所 森づくり推進課 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 中北林務環境事務所 森づくり推進課 峡南林務環境事務所 森づくり推進課 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721 0554-45-7884 0551-23-3088 055-240-4167 0554-45-7884
6	山梨県立自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可・届出	山梨県森林環境部 みどり自然課 自然公園担当 055-223-1522	[県立南アルプス自然公園] 韭崎市、南アルプス市、北州市 [県立南アルプス自然公園] 身延町、早川町、富士川町 [県立四尾連湖自然公園] 市川三郷町	中北林務環境事務所 森づくり推進課 峡南林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088 055-240-4167
7	山梨県自然環境保全条例	自然環境保全地区、自然記念物の地域内で、工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可・届出	山梨県森林環境部 みどり自然課 自然保護担当 055-223-1520	甲府市、韭崎市、南アルプス市、北州市、甲斐市、中央市 山梨市、笛吹市、甲州市 市川三郷町、早川町、身延町、南都町、富士川町 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	中北林務環境事務所 森づくり推進課 峡東林務環境事務所 森づくり推進課 峡南林務環境事務所 森づくり推進課 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088 0553-20-2721 055-240-4167 0554-45-7884
8	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち特別保護地区内で工作物の新・増・改築、木竹の伐採、水面の埋め立て、干拓等の行為をする場合	許可・届出				

大規模太陽光発電事業等の関連法令(土地利用・環境関連)

R2年3月現在

【注意事項】 事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。また、市町村によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので各市町村に確認してください。

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
9	山梨県環境緑化条例	敷地面積が2,000m ² 以上の電気供給業に係る事業の場合	努力義務	山梨県森林環境部 みどり自然課 緑化担当 055-223-1523	県内	森林環境部 みどり自然課緑化担当	055-223-1523
10	森林法	(1)地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で森林を伐採しようとする場合 ※ただし No.10-(3)に該当する場合は手続き不要	届出	山梨県 森林環境部 森林整備課 森林計画担当 055-223-1646	県内	各市町村林政担当課	
		(2)地域森林計画対象民有林について新たに森林の土地の所有者となった場合	届出		県内	各市町村林政担当課	
		(3)地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で1haを超えて行われる次の開発行為 ・土石又は樹根の採取 ・開墾その他の土地の形質の変更	許可	山梨県 森林環境部 森林整備課 林地保全・採石担当 055-223-1645	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市 山梨市、笛吹市、甲州市 市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	中北林務環境事務所 森づくり推進課 0551-23-3088.3089 峡東林務環境事務所 森づくり推進課 0553-20-2721.2722 峡南林務環境事務所 森づくり推進課 055-240-4167.4168	
		(4)保安林を森林以外の用途に転用する場合	保安林の指定の解除	山梨県 森林環境部 治山林道課 保安林担当 055-223-1660	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812.7813
		(5)造林事業費補助金の交付を受けた森林について、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に施行地を森林以外に転用する行為又は補助事業施行地上の立木地区の全面伐採除去を行う行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をする場合	届出	山梨県 森林環境部 森林整備課 森林育成担当 055-223-1645			
11	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	水源地域内の森林の土地の所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転または設定に係る契約を締結しようとする場合	届出	山梨県 森林環境部 森林整備課 森林計画担当 055-223-1646	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088.3089
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721.2722
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167.4168
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812.7813
12	山梨県土砂の埋め立て等の規制に関する条例	土砂等の埋め立て等に供する区域の面積が3,000m ² 以上である事業を行おうとする場合(3,000m ² 未満は、市町村に要確認)	許可	山梨県森林環境部 森林整備課 林地保全・採石担当 055-223-1645	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088.3089
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721.2722
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167.4168
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812.7813
13	農地法	農地等を農地等以外に転用しようとする場合	許可・届出	山梨県農政部 農村振興課 農地管理担当 055-223-1598		各市町村農業委員会	
14	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の農用地区域内の土地を、農用地等以外の用途に供する場合	市町村農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更	山梨県農政部 農村振興課 農村整備担当 055-223-1595	県内	各市町村農政担当課	
15	山梨県景観条例(市町村景観計画による景観計画区域内の場合は適用除外)	大規模行為に該当する場合 ・建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 ・工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 ・屋外における物品の集積又は貯蔵	届出	山梨県農土整備部 農土整備総務課 景観づくり推進室 055-223-1325	昭和町	中北建設事務所 建築課	055-224-1674
					南部町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4133
					都留市、上野原市	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7817
16	景観法に基づく景観条例	景観法に基づき市町村が策定する景観計画に定める届出対象行為を行なう場合	届出	景観計画策定市町村	甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	景観計画策定市町村担当課	

大規模太陽光発電事業等の関連法令(土地利用・環境関連)

R2年3月現在

【注意事項】 事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。また、市町村によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので各市町村に確認してください。

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
17	山梨県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出などする場合	許可	山梨県県土整備部 景観づくり推進室 055-223-1325	甲府市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、早川町、道志村、忍野村、富士河口湖町、小菅村	各市町村屋外広告物担当課	
					韮崎市、中央市、昭和町	中北建設事務所 都市計画課	055-224-1677
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
					市川三郷町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
					都留市、大月市、上野原市、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
					富士吉田市、西桂町、山中湖村、鳴沢村	富士・東部建設事務所吉田支所 富士北麓景観対策課	0555-24-9049
18	道路法	道路管理者以外の者で、道路に関する工事又は維持を行なう場合 道路管理者以外の者で、継続して道路に工作物等を設置する場合	許可	山梨県県土整備部 道路管理課 道路管理担当 055-223-1695	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所 道路課	055-224-1667
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所 峡北支所 道路課	0551-23-3065
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 道路課	0553-20-2734
					市川三郷町、身延町(旧下部町、旧中富町)、富士川町	峡南建設事務所 道路課	055-240-4128
					早川町、身延町(旧身延町)、南部町、南アルプス市の一部	峡南建設事務所 身延道路課	0556-62-9065
					都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 道路課	0554-22-7814
					富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部建設事務所吉田支所 道路課	0555-24-9087
					19	河川法	県知事が管理する県内の一級河川及び二級河川の河川区域内において、それぞれ以下の行為をする場合 [河川区域内] ・土地の占用、土砂等の採取、工作物の新築等 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
韮崎市、北杜市	中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課	0551-23-3062					
山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712					
市川三郷町、身延町(旧下部町、旧中富町)、富士川町	峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122					
早川町、身延町(旧身延町)、南部町、南アルプス市の一部	峡南建設事務所 身延河川砂防管理課	0556-62-9062					
都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819					
富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部建設事務所吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045					
20	山梨県砂防指定地管理条例	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合 ・施設又は工作物の新築、改築又は除却 ・掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採又は抜根 ・土石若しくは砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ・竹木、土石等の滑下又は地引きによる運搬 ・家畜の放牧又は係留 ・火入れ	許可	No.16~19			
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
21	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	許可	山梨県 県土整備部 砂防課 管理担当 055-223-1710	山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
					市川三郷町、身延町(旧下部町、旧中富町)、富士川町	峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
22	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合(特定開発行為の制限) ・住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	許可	※地すべり等防止法については、森林法又は土地改良法以外の地すべり防止区域の場合	早川町、身延町(旧身延町)、南部町、南アルプス市の一部	峡南建設事務所 身延河川砂防管理課	0556-62-9062
23	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可	※地すべり等防止法については、森林法又は土地改良法以外の地すべり防止区域の場合	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
					富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部建設事務所吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045

大規模太陽光発電事業等の関連法令(土地利用・環境関連)

R2年3月現在

【注意事項】 事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。また、市町村によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので各市町村に確認してください。

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
24	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可	No.19 ※地すべり等防止法の地すべり等防止区域が森林法の規定による保安林等の場合 森林環境部 治山林道課 治山担当 055-223-1662	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	中北林務環境事務所 治山林道課	0551-23-3095
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 治山林道課	0553-20-2726
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 治山林道課	055-240-4147
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 治山林道課	0554-45-7818,7892
				No.19 ※地すべり等防止法の地すべり等防止区域が土地改良法の規定による土地改良事業地域等の場合 山梨県 農政部 耕地課 水利防災担当 055-223-1628	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北農務事務所 農業基盤第一課	0551-23-3773
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東農務事務所 農業基盤第一課	0553-20-2821
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南農務事務所 農業基盤課	055-240-4137
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部農務事務所 農業基盤課	0554-45-7828
25	都市計画法	○開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き区域内での3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為 ○市街化調整区域において建築行為を行う場合	許可	山梨県農土整備部 都市計画課 甲府駅南口周辺計画 ・開発担当 055-223-1717	甲府市、山梨市、南アルプス市、甲斐市、忍野村、中央市	各市村開発担当課	
					韮崎市、北杜市、昭和町	中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
					笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
26	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	○都市計画区域外(甲府市を除く)での1ha未満の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で、3,000㎡以上の開発行為	申請	山梨県農土整備部 都市計画課 甲府駅南口周辺計画 ・開発担当 055-223-1717	山梨市、南アルプス市、甲斐市、忍野村、中央市	各市村開発担当課	
					韮崎市、北杜市、昭和町	中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
					笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
27	山梨県風致地区条例及び市町村の風致地区条例	風致地区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合	許可	山梨県農土整備部 都市計画課 甲府駅南口周辺計画 ・開発担当 055-223-1717	[愛宕山・護国神社・荒川・和田峠・酒折・甲府城跡風致地区] 甲府市	担当課(都市計画課)	055-237-5819
					[忍野風致地区] 忍野村	忍野村担当課(建設課)	0555-84-7793
					[身延山風致地区] 身延町	身延町担当課(建設課)	0556-42-4808
					[月見ヶ丘・島田風致地区] 上野原市	上野原市担当課(都市計画課)	0554-62-3191
28	建築基準法	電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合は建築物に該当するため、建築基準法の手続きが必要	確認申請	山梨県農土整備部 建築住宅課 建築審査担当 055-223-1735	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所 建築課	055-224-1674
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2718
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4133
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7817
					甲府市	建設部まち開発室 建築指導課	055-237-5824

大規模太陽光発電事業等の関連法令(土地利用・環境関連)

R2年3月現在

【注意事項】 事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。また、市町村によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので各市町村に確認してください。

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
29	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等をしようとする場合、工事などで埋蔵文化財包蔵地を発見した場合	届出	山梨県教育委員会 学術文化財課 埋蔵文化財担当 055-223-1791	県内	各市町村教育委員会	
		国指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	許可	No.20~21 [史跡] 山梨県教育委員会 学術文化財課 埋蔵文化財担当 055-223-1791	県内 国指定史跡15ヶ所 国指定名勝6ヶ所 国指定天然記念物34ヶ所	各市町村教育委員会	
30	県文化財保護条例	県指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	許可	[名勝・天然記念物] 学術文化財課 文化財保護担当 055-223-1792	県内 県指定史跡28ヶ所 県指定名勝5ヶ所 県指定天然記念物107ヶ所	各市町村教育委員会	

山梨県 HP「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」掲載ページ

(令和2年3月31日まで)

山梨県エネルギー局エネルギー政策課

<https://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/index.html>

(令和2年4月1日以降)

山梨県森林環境部環境・エネルギー課

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/index.html>

資源エネルギー庁「なっとく再生可能エネルギー」HP

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html

FIT法関連情報掲載ページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html

各市町村・県太陽光発電担当窓口

NO.	市町村名	所属・担当	電話番号
1	甲府市	環境部環境保全課温暖化対策係	055-241-4312
2	富士吉田市	産業観光部環境政策課	0555-22-1111
3	都留市	市民部地域環境課環境政策担当	0554-43-1111
4	山梨市	環境課新エネルギー推進担当	0553-22-1111
5	大月市	市民生活部市民課生活環境担当	0554-23-8023
6	韮崎市	市民生活課生活環境担当	0551-22-1111
7	南アルプス市	環境課環境保全・自然エネルギー担当	055-282-6097
8	北杜市	建設部まちづくり推進課景観指導担当	0551-42-1361
9	甲斐市	生活環境部環境課環境保全係	055-278-1706
10	笛吹市	まちづくり整備課計画指導担当	055-261-3334
11	上野原市	生活環境課生活環境担当	0554-62-3114
12	甲州市	環境政策課環境政策担当	0553-32-2111
13	中央市	環境課	055-274-8543
14	市川三郷町	まちづくり推進課	055-272-1136
15	早川町	総務課企画担当	0556-45-2513
16	身延町	環境上下水道課環境衛生担当	0556-42-4814
17	南部町	企画課	0556-66-3402
18	富士川町	都市整備課計画公園担当	0556-22-7214
19	昭和町	環境経済課 環境衛生係	055-275-8355
20	道志村	産業振興課 水源の郷振興グループ	0554-52-2114
21	西桂町	建設水道課 建設係	0555-25-2121
22	忍野村	企画課	0555-84-7738
23	山中湖村	総合政策課	0555-62-9971
24	鳴沢村	企画課	0555-85-3082
25	富士河口湖町	都市整備課公園管理係	0555-72-1976
26	小菅村	住民課	0428-87-0111
27	丹波山村	住民生活課	0428-88-0211
	山梨県	(R2年3月末まで) エネルギー政策課クリーンエネルギー推進担当	055-223-1503
		(R2年4月以降) 環境・エネルギー課地域エネルギー推進担当	

*各市町村の担当窓口として掲載しましたが、景観・防災・文化財・農地・林地など所管している条例等により担当部署が分かれ、それぞれの担当部署をご案内する場合がありますので、ご承知ください。

市町村長 殿

事業者名

印

事業概要書

- ※山梨県内で10kW以上の事業用太陽光発電施設の設置を計画している場合に提出してください。
- ※以下の項目について記入し、太陽光発電施設の設置予定場所の位置が分かる図面等を添付した上で、市町村の窓口へ2部提出をお願いします。(添付書類の例：位置図、平面図、立面図等)
- ※太陽光発電施設が2つ以上の市町村にかかる場合は関係する全ての市町村に提出をお願いします。
- ※提供された情報については、市町村、県の関係課並びに地域の関係者で共有させていただくとともに、県が主催するセミナーのご案内や台風等の災害発生時におけるお知らせ等に利用させていただきます。

発電設備	施設設置予定場所 (地番)					
	事業予定地の面積 (㎡)					
	事業予定地の地目 (複数ある場合 各々の地目と面積 (㎡) を記入)					
	現況の地目が登記地目と異なる 場合は、現況地目を記載					
	発電出力 (kW)	kW				
	太陽電池の合計出力 (kW)	kW				
	太陽電池モジュール (太陽光パネル) の種類	単結晶	多結晶	薄膜シリコン	CIS	CIGS
	その他 ()					
発電事業者	事業者名					
	代表者名					
	担当者名					
	住所					
	電話番号					
	FAX 番号					
	E-mail					
事業計画認定申請 (予定) 年月日		年	月	日		
設置工事着手予定年月日		年	月	日		
運転開始予定年月日		年	月	日		
その他、備考						

FIT 事業計画認定情報 ※既に認定を取得している場合は記入	
設備ID	
認定取得年月日	年 月 日
固定価格買取制度売電単価	円/kWh

事業計画認定取得後、速やかに情報をお知らせください。

市町村長 殿

事業者名

印

事業内容変更・事業廃止届

※山梨県内における10kW以上の事業用太陽光発電施設について、次のような場合に提出してください。

- ・設置を計画している場合で、事業概要書提出後に事業内容を変更する場合
- ・設置を計画している場合で、事業概要書提出後に事業を廃止する場合
- ・設置した場合で、固定価格買取期間終了前または終了後に事業内容を変更する場合
- ・設置した場合で、固定価格買取期間終了前または終了後に事業を廃止する場合

※以下の項目について記入し、届出内容に応じた書類、図面等を添付した上で、市町村の窓口へ2部提出をお願いします。(添付書類の例：再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書・届出書(写)、変更後の位置図・平面図・立面図等、再生可能エネルギー発電事業廃止届出書(写))

※太陽光発電施設が2つ以上の市町村にかかる場合は関係する全ての市町村に提出をお願いします。

※提供された情報については、市町村、県の関係課並びに地域の関係者で共有させていただくとともに、県が主催するセミナーのご案内や台風等の災害発生時におけるお知らせ等に利用させていただきます。

1 該当施設

項目	記入欄
発電所の名称	
設備ID (FIT事業の場合のみ記載)	
所在地(地番)	

2 内 容

変更の内容 *	変更前	
	変更後	
	変更年月日	年 月 日
廃止の内容 *	事業廃止後の土地の用途	<input type="checkbox"/> 原状回復(現状における用途：) <input type="checkbox"/> 更地化 <input type="checkbox"/> その他()
	事業終了年月日	年 月 日
	設備廃棄予定日	年 月 日

* いずれかに記載してください。

市町村長 殿

事業者名

印

工事完了・運転開始届

※山梨県内で10kW以上の事業用太陽光発電施設を設置した場合に提出してください。

※以下の項目について記入し、事業計画書提出の際に添付した図面等に変更があった場合は変更後の図面等を添付した上で、市町村の窓口へ2部提出をお願いします。

※太陽光発電施設が2つ以上の市町村にかかる場合は関係する全ての市町村に提出をお願いします。

※提供された情報については、市町村、県の関係課並びに地域の関係者で共有させていただくとともに、県が主催するセミナーのご案内や台風等の災害発生時におけるお知らせ等に利用させていただきます。

発電設備	発電所の名称	
	設備ID (FIT事業の場合のみ記載)	
	所在地(住所)	
	発電出力(kW)	kW
	太陽電池の合計出力(kW)	kW
	事業地面積(m ²)	m ²
発電事業者	事業者名	
	代表者名	
	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
保守点検 責任者	事業者名	
	代表者名	
	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
工事完了年月日		年 月 日
運転開始(予定)年月日		年 月 日
柵塀設置状況	設置済	未設置
	未設置の場合の設置予定年月日	年 月 日
標識設置状況	設置済	未設置
	未設置の場合の設置予定年月日	年 月 日
その他、備考		

市町村長 殿

事業者名

㊞

太陽光発電施設事故・被災状況報告書

※山梨県内の10kW以上の事業用太陽光発電施設について、発電施設が被災した場合または近隣住民へ影響を及ぼした場合に提出してください。

※以下の項目について記入し、被災の状況が確認できる資料を添付した上で、市町村の窓口へ2部提出をお願いします。(添付資料の例：位置図、現地写真等)

※提供された情報については、市町村、県の関係課並びに地域の関係者で共有させていただきます。

報 告 内 容			
設備ID (FITによる事業の場合のみ記載)			
事業者名		事業所在地	
認定出力	kW	事業地 面積	m ²
事業地の状況	①急傾斜地 (斜度30度以上程度) ②傾斜地 (斜度10-30度程度) ③平坦地		
事故・被災の内容	①感電 ②火災 ③太陽光パネルの損傷、飛散 ④架台の損傷 ⑤付帯設備の損傷 ④土砂崩れ・法面崩落 ⑤出水 ⑥他の物件に損傷を与えた事故 ⑦その他 ()		
事故・被災の概要・原因			
近隣への影響	有 (具体的な状況を以下に記載願います) 無 不明		
応急対応状況			
復旧日時	未定 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 (見込み)		
報告者			
連絡先電話番号			

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(計画編) ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてください。

区分	対応の必要性 (どちらかに○)		チェック欄	内 容	対応状況の詳細
	対応必要	対応不要			
事業計画 の立案	土地の選定		<input type="checkbox"/>	日射量や自然条件の事前調査を行う。	
			<input type="checkbox"/>	周辺環境や景観への影響の調査を行う。	
			<input type="checkbox"/>	市町村にエネルギー施策や土地利用計画に合致するか、地域の意向はどうか把握するための相談を行う。	
			<input type="checkbox"/>	事業候補地に適用される法令の有無、規制や手続きについて県や市町村に確認する。	
			<input type="checkbox"/>	「立地を避けるべきエリア」では事業を行わない。これらのエリアで事業を行う場合は住民合意の難航、事業化に時間を要するなどのリスクがある。	
			<input type="checkbox"/>	富士山景観配慮地区・富士山北麓世界遺産景観保全地区	
			<input type="checkbox"/>	自然公園の特別地域及び普通地域	
			<input type="checkbox"/>	自然環境保全地区及び自然記念物	
			<input type="checkbox"/>	保安林	
			<input type="checkbox"/>	砂防指定地等の災害危険区域	
			<input type="checkbox"/>	農用地区域等	
			<input type="checkbox"/>	風致地区	
			<input type="checkbox"/>	文化財指定エリア	
			<input type="checkbox"/>	市町村景観計画における重点地区等	
			<input type="checkbox"/>	その他立地を避けるべきエリア	
			<input type="checkbox"/>	「立地に慎重な検討が必要なエリア」ではなるべく事業を行わない。これらのエリアで事業を行う場合は、安全の確保や住民合意に長期の調整期間を要するなどのリスクがある。	
			<input type="checkbox"/>	災害のリスクが高いエリア	
			<input type="checkbox"/>	地域森林計画対象民有林	
			<input type="checkbox"/>	市町村景観計画の景観形成拠点等	
			<input type="checkbox"/>	重要な観光施設等に近接するエリア	
	<input type="checkbox"/>	埋蔵文化財包蔵地			
	<input type="checkbox"/>	その他、日本遺産やエコパークの指定などがされている場合は、市町村の意向を確認する。			

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(計画編) ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてください。

区分	対応の必要性 (どちらかに○)		チェック欄	内 容	対応状況の詳細	
	対応必要	対応不要				
地域との関係構築のために必要な事項			<input type="checkbox"/>	住民との合意形成のため、住民説明の範囲や説明方法について市町村に確認する。		
			<input type="checkbox"/>	住民説明にあたっては分かりやすい資料を使用し、丁寧な説明を行う		
			<input type="checkbox"/>	地域貢献策検討し、提案する		
			<input type="checkbox"/>	地域住民の要望がある場合、災害防止協定の締結に応じる。締結後に事業者変更がある場合は適切に引き継ぐ。		
	その他事業計画の立案にあたり必要な事項			<input type="checkbox"/>	事業に利用できる土地の広さを踏まえて事業規模を設定する。意図的に低圧分割しない。	
				<input type="checkbox"/>	電力会社へ系統接続の状況を確認する	
				<input type="checkbox"/>	品質保証や出力保証などされているパネルやパワコンを選ぶなど、信頼性の高いメーカーの製品を選定する。	
				<input type="checkbox"/>	保守点検及び維持管理計画を策定している。	
事業計画の決定に向けて必要な事項			<input type="checkbox"/>	事業計画が大まかに決まったら「事業概要書」を市町村に2部提出する。FIT事業の場合は認定申請の前に提出する。		
			<input type="checkbox"/>	「事業概要書」の提出後に事業計画を変更する場合や事業をやめる場合には、「事業内容変更・事業廃止届」を市町村に2部提出する。		

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(設計・施工編) ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてください。

	対応の必要性 (どちらかに○)		チ ェ ッ ク 欄	内 容	対応状況の詳細
	対応 必要	対応 不要			
土地開発の 設計・施工	防災に配慮 すべき事項		<input type="checkbox"/>	地形図等の資料調査、観察による現地調査、スウェーデン式サウンディング調査等の実施による地盤調査を行う。	
			<input type="checkbox"/>	地盤等の状況に応じて必要な防災対策を行う	
			<input type="checkbox"/>	がけ崩れ、出水のおそれがある土地の地盤改良、擁壁の設置等	
			<input type="checkbox"/>	地盤が軟弱な場合の地盤改良、擁壁、土の置換、水抜き等	
			<input type="checkbox"/>	切土、盛土を行う場合の、雨水の流れる方向調整のための勾配形成	
			<input type="checkbox"/>	切土によるすべりやすい土質がある場合のくい打ち、土の置換等のすべり対策	
			<input type="checkbox"/>	盛土を行う場合の、30cm以下の厚みに分けた土盛り、建設機器による締め固め、地すべり抑止杭設置	
			<input type="checkbox"/>	傾斜地に盛土を行う場合の場合の段切り等	
			<input type="checkbox"/>	擁壁、石張り、芝張り、モルタル吹き付け等による切土、盛土面の保護	
			<input type="checkbox"/>	がけ崩れ、土砂流出の恐れがある場合、排水施設設置	
			<input type="checkbox"/>	擁壁に関する技術的な措置（構造計算、裏面排水、2m以上の擁壁の場合建築基準法施行令を準用）	
			<input type="checkbox"/>	調整池等の排水施設を工事の最初に設置する。	
			<input type="checkbox"/>	斜面へ設置する場合は斜面の崩壊を助長したり誘発しないような対策を行う。	
			<input type="checkbox"/>	地形、地質等の状況に応じた急傾斜地崩壊防止施設の設計	
			<input type="checkbox"/>	のり面への土留め施設の設置	
			<input type="checkbox"/>	石張り、芝張り、モルタル吹き付け等によるのり面の保護	
			<input type="checkbox"/>	土留施設の裏面排水、水抜穴の設置	
			<input type="checkbox"/>	水の浸透または停滞により崩壊の恐れがある場合、排水施設の設置	
		<input type="checkbox"/>	急傾斜地崩壊防止施設崩壊の恐れがある場合、なだれ防止工、落石防止工の実施		
		<input type="checkbox"/>	流末水路への接続に関する水路管理者と協議を行う。		
	環境に配慮すべき事項	<input type="checkbox"/>	周辺の自然環境の特性を考慮した措置を講ずる。		
		<input type="checkbox"/>	自然環境保全上の必要があるときは、数ブロックに分けて造成し、ブロック間に緩衝エリアとしての緑地を設けるなど自然の連続性に配慮する。		
		<input type="checkbox"/>	希少野生動植物が生息する土地では保全措置を講ずる。		
		<input type="checkbox"/>	緑地の形成にあたっては、市町村が定める緑化基準に適合させる。		
		<input type="checkbox"/>	敷地面積2,000㎡以上の場合、緑地割合を敷地面積の20%以上とする。		
		<input type="checkbox"/>	事業地内の用土活用、現存樹木の移植等、地域の植生に適合した緑化を行う。		

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(設計・施工編) ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてください。

	対応の必要性 (どちらかに○)		チ エ ッ ク 欄	内 容	対 応 状 況 の 詳 細	
	対 応 必 要	対 応 不 要				
景観保全のために配 慮すべき事項			<input type="checkbox"/>	新たな植栽は、地域の自然植生に適合したものを選ぶ。		
			<input type="checkbox"/>	浸透施設の設置等による地下水の涵養機能を保持する。		
			<input type="checkbox"/>	設置工事時に低公害車を使用するなど大気汚染、水質汚濁の防止に配慮する。		
			<input type="checkbox"/>	設置工事の作業時間の設定、遮音施設の設置などによる騒音や振動の低減対策をする。		
			<input type="checkbox"/>	設置工事中の砂埃の飛散防止のため、散水等を行う。		
			<input type="checkbox"/>	道路沿いや民家等に隣接する場合は、植栽や柵等を目隠しを行う。		
				尾根線上、丘陵地、高台等へ設置する際の稜線等への配慮		
			<input type="checkbox"/>	伐採により樹木の連続性をなくさない(稜線を乱さない)。		
			<input type="checkbox"/>	太陽光発電施設を突出させない(土地形状に違和感を与えない)。		
				眺望点から視認できる場合の配慮		
			<input type="checkbox"/>	主要な道路から望見できないよう、不透過性の柵等を設置する。		
			<input type="checkbox"/>	主要な眺望点から見える場合、背景の色彩と同化させる、分散して配置し植栽を用いるなど人工物の存在感を軽減させる。		
				その他景観に配慮すべき事項		
安全に 配慮すべき事項			<input type="checkbox"/>	発電設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える恐れがないように施設している。		
			<input type="checkbox"/>	架台・基礎は地盤等の状況を考慮して選定するほか、技術基準で適合すべき性能を満たしている。		
			<input type="checkbox"/>	施工は、建設業法の許可を受けている者が行うとともに、電気工事士法に基づく有資格者が作業を行う。		
	環境及び景観に配慮 した設計・施工				周辺環境に配慮した設計・施工	
				<input type="checkbox"/>	パワコンからの騒音防止のため、家屋に隣接した場所を避けることや防音壁設置等の配慮	
				<input type="checkbox"/>	反射光による周辺環境への害がないようにパネルを配置する。	
					景観に配慮した設計・施工	
				<input type="checkbox"/>	太陽光パネルの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度とする。	
				<input type="checkbox"/>	太陽光パネルは、低反射で、文字、図形が描かれていないものにする。	
			<input type="checkbox"/>	フレームの色彩は周囲と調和し、素材は低反射のものにする。		
		<input type="checkbox"/>	パワコン、分電盤、フェンス等は、周囲の景観に調和したものにする。			

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(設計・施工編) ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてください。

		対応の必要性 (どちらかに○)		チェック欄	内 容	対応状況の詳細	
		対応必要	対応不要				
発電設備の設計・施工	地域で活用される電源としての設計・施工			<input type="checkbox"/>	自立運転機能のあるパワコンと非常用コンセントを設置する。		
				<input type="checkbox"/>	地域住民が非常時に利用できるよう、取り決めや使用方法の訓練等を行う。		
	その他発電設備の設計・施工に必要な事項				<input type="checkbox"/>	保守点検や消防活動に必要な作業スペースを確保している。	
						立入防止措置	
					<input type="checkbox"/>	50kW以上の場合、機械器具等が危険である旨の表示、容易に立ち入れないよう措置する。	
					<input type="checkbox"/>	周囲にフェンスを設置、出入口を施錠し、立入禁止の表示をする。	
					<input type="checkbox"/>	50kW未満の場合、容易に設備に触れられないようフェンスと距離を置き、立ち入れないよう措置する。	
					<input type="checkbox"/>	フェンス等は第三者が容易に取り除くことができないものを用い、施錠、立入禁止の表示をする。	
						事業者名の表示(標識の設置)	
					<input type="checkbox"/>	外部から見やすい場所に発電設備の認定IDや認定事業者名、連絡先、運転開始年月日(予定日)等を表示する。	
					<input type="checkbox"/>	認定事業者又は保守点検責任者のいずれかの連絡先(電話番号)を記載する。	
					<input type="checkbox"/>	標識の材料は、風化で文字が消えないものを使用し、強風等で外れないよう措置する。	
					<input type="checkbox"/>	標識の大きさは、縦25cm以上、横35cm以上、面積3㎡以内のものとする。	
					<input type="checkbox"/>	標識の色彩は、低明度、低彩度色とする。	
			<input type="checkbox"/>	設計の詳細は「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」に従う。			
完成後に必要な事項	運転開始前の自主検査等			<input type="checkbox"/>	2,000kW以上の場合、自主検査の実施及び使用前安全管理審査を受審する。		
				<input type="checkbox"/>	500kW以上2,000kW未満の場合、自主検査をし、その結果を国に届け出る。		
				<input type="checkbox"/>	500kW未満の場合は、自主的に技術基準に適合していることを確認する。		
	「工事完了・運転開始届」			<input type="checkbox"/>	工事が完了し、運転開始をしたら「工事完了・運転開始届」を市町村に2部提出する。		

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(維持管理編、撤去・処分編) ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてください。

区分	対応の必要性 (どちらかに○)		チェック欄	内 容	対応状況の詳細
	対応必要	対応不要			
維持管理編	発電設備の維持管理	安全の確保	<input type="checkbox"/>	計画時に策定した保守点検・維持管理計画に則った点検と維持管理を行う。	
		発電性能の維持	<input type="checkbox"/>	遠隔監視システムを導入し、発電量の確認を行う。	
			<input type="checkbox"/>	定期的な除草により、日照を確保する。除草剤はできる限り避ける。	
				その他発電設備の維持管理に必要な事項	
			<input type="checkbox"/>	事業継続の備えとして損害保険や、第三者への賠償保険に加入する。	
	<input type="checkbox"/>	「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」等に従った適切な保守点検を行う。			
	事業地の維持管理	定期的な点検	<input type="checkbox"/>	定期的に地割れや法面の崩れ、排水溝や調整池に土砂が堆積しているなどの異常がないか確認する。	
		定期的な維持管理	<input type="checkbox"/>	異常が発見された場合は専門業者に調査を依頼し、必要な補修を行う。	
	非常時の対応	市町村への連絡及び住民への周知	<input type="checkbox"/>	土砂流出等の近隣への被害が発生するおそれがある場合は、現地を確認し市町村・地域住民へ速やかに連絡する。	
		迅速な復旧	<input type="checkbox"/>	発電施設が被災した場合はロープを張るなどの第三者が近寄らないような対策をとり、速やかに復旧する。	
事故・被災状況報告書の提出		<input type="checkbox"/>	発電施設に事故が起きた場合や被災した場合は「事故・被災状況報告書」を市町村に2部提出する。		
電気事業法に基づく事故報告		<input type="checkbox"/>	50kW以上の太陽光発電施設で感電、死傷事故、火災などが起きた場合は国に事故報告をする。		

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(維持管理編、撤去・処分編) ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認してください。

区分		対応の必要性 (どちらかに○)		チェック欄	内 容	対応状況の詳細
		対応必要	対応不要			
撤去・処分編	適切な撤去・処分のための遵守事項	計画的な廃棄等費用の確保			<input type="checkbox"/> 事業計画策定の段階から計画的に廃棄等費用を確保する。	
		有害物質の情報把握			<input type="checkbox"/> 太陽光パネルに含まれる有害物質の情報を製造・輸入販売事業者へ照会するなどにより把握する。	
	適正な撤去・処分の実施	廃棄物処理法の遵守			<input type="checkbox"/> 使用済の太陽光パネル・架台を廃棄物処理法に基づき適正に処理する。	
					<input type="checkbox"/> 適正処理のために必要な情報提供をするに当たっては「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」に従う。	
		建設リサイクル法の遵守			<input type="checkbox"/> 建設リサイクル法に基づき特定建設資材を適正に処理する。	
環境省のガイドラインに従った適切な撤去・処分			<input type="checkbox"/> 環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に従ってリサイクルや処理をする。			